

官報号外

平成二十年五月二十八日

○ 第百六十九回 参議院会議録第二十一号

平成二十年五月二十八日(水曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第二十二号

平成二十年五月二十八日

午前十時開議

第一 平成十八年度一般会計予備費使用総調書

及び各省各厅所管使用調書(その1)(第百六
十五回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議
院送付)

第二 平成十八年度特別会計予備費使用総調書

及び各省各厅所管使用調書(その2)(第百六
十五回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議
院送付)

第八 生物多様性基本法案(衆議院提出)

第九 独立行政法人日本原子力研究開発機構法
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)

〔小川敏夫君登壇、拍手〕

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

○ 小川敏夫君

ただいま議題となりました平成十
八年度予備費関係五件につきまして、決算委員会
における審査の経過と結果を御報告申し上げま
す。

平成十八年度予備費関係五件は、憲法及び財政
法の規定に基づき、予備費の使用等について、国
会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

これらの主な費目について政府の提出理由を申

○ 本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

第四 平成十八年度一般会計予備費使用総調書
及び各省各厅所管使用調書(その2)第百六
十五回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議
院送付)

平成二十年五月二十八日 参議院会議録第二十二号 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)外四件

○ 議長(江田五月君) これより会議を開きます。

日程第一 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その1)

日程第二 平成十八年度特別会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その1)

日程第三 平成十八年度特別会計予算総則第十

二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管經

費増額調書(その1)

日程第四 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第五 平成十八年度特別会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第六 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第七 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第八 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第九 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第十 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第十一 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第十二 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第十三 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第十四 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第十五 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第十六 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第十七 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第十八 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

日程第十九 平成十八年度一般会計予備費使用総

調書及び各省各厅所管使用調書(その2)

し上げますと、まず、一般会計の予備費使用は、
国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際
社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自
衛隊が実施する協力支援活動等に必要な経費、新
型インフルエンザ対策強化に必要な経費などであ
ります。

次いで、特別会計の予備費使用は、森林保険特
別会計における保険金等の不足を補うために必要
な経費であります。

次いで、特別会計予算総則の規定に基づく経費
の増額は、道路整備特別会計における道路事業の
調整等に必要な経費の増額、治水特別会計におけ
る河川事業の調整等に必要な経費の増額などであ
ります。

委員会におきましては、これら五件を一括して
議題とし、まず財務大臣から説明を聴取した後、
イラク特措法による自衛隊の海外派遣に係る名古
屋高等裁判所の判決に対する政府の対応等につい
て質疑が行われましたが、その詳細は会議録に
よつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本
共産党を代表して仁比委員より、平成十八年度一
般会計予備費(その1)及び平成十八年度特別会計
予算総則第十二条に基づく経費増額(その1)につ
いては反対、その他三件については賛成の意見が
述べられました。

討論を終わり、採決の結果、平成十八年度予
備費関係五件のうち、平成十八年度一般会計予備費
(その1)及び平成十八年度特別会計予算総則第十
二条に基づく経費増額(その1)については承諾を

費関係五件のうち、平成十八年度一般会計予備費
(その1)及び平成十八年度特別会計予算総則第十
二条に基づく経費増額(その1)については承諾を

与えるべきものでないと議決され、その他三件について承諾を与えるべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。まず、日程第一及び第三の予備費使用総調書等二件について採決をいたします。

両件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

よつて、両件は承諾しないことに決しました。(拍手)

〔投票開始〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、日程第四の予備費使

用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) これより採決をいたしました。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員

長郡司彰君。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長郡司彰君。

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(江田五月君) これにて投票を終了いたしました。

官 報 (号外)

<p>○岡田広君登壇、拍手) ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、インターネット異性紹介事業、いわゆる出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、出会い系サイト事業者に対する届出制の導入等の規制の強化を行うとともに、児童による出会い出会い系の利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講じようとするものであります。</p> <p>委員会におきましては、児童に対する情報リテラシー教育を充実させる必要性、不正誘引の当事者となつた児童の立ち直り支援の在り方、インターネット上の違法、有害な情報への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。</p> <p>質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議を行いました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>	<p>投票総数 二百三十五</p> <p>○反対 賛成 二百三十五</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>	<p>○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。</p> <p>よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>
<p>○議長(江田五月君) 日程第八 生物多様性基本法案(衆議院提出)を議題といたします。</p> <p>山政司君。</p>	<p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p>	<p>○議長(江田五月君) 日程第八 生物多様性基本法案(衆議院提出)を議題といたします。</p> <p>まず、委員長の報告を求めます。環境委員長松山政司君。</p>
<p>○議長(江田五月君) これより採決をいたします。</p> <p>本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票終了〕</p>	<p>投票開始</p> <p>○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。</p>	<p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>(関口昌一君登壇、拍手)</p>
<p>○議長(江田五月君) これより採決をいたします。</p> <p>本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票終了〕</p>	<p>投票総数 二百三十六</p> <p>○反対 賛成 二百三十六</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>	<p>○議長(江田五月君) これより採決をいたします。</p> <p>本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたしました。</p>
<p>○議長(江田五月君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p>	<p>投票総数 二百三十六</p> <p>○反対 賛成 二百三十六</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>	<p>○議長(江田五月君) これより採決をいたします。</p> <p>本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものであります。その内容は、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたつて享受できます。</p> <p>本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものであります。その内容は、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたつて享受できます。</p> <p>本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものであります。その内容は、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたつて享受できます。</p> <p>本法律案は、衆議院環境委員長の提出に係るものであります。その内容は、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたつて享受できます。</p> <p>○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p>

次に、財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案は、財政が破綻状態にある市町村の教育に関する事務のうち、小学校及び中学校に係るものを緊急措置として一定期間国に移管する制度を創設するものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯、義務教育関係事務の緊急移管制度の具体的な設計と導入の妥当性等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。
まず、独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数
賛成
反対
百三十六
二百三十六
百三十一
百五

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

投票総数
賛成
反対
二百三十六
三百三十六
三百三十六

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 次に、財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長(江田五月君) 問もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

議員

山下 芳生君	森田 高君	舟山 康江君	風間 直樹君
川上 義博君	横峯 良郎君	轟木 利治君	那谷屋正義君
仁比 聰平君	青木 愛君	井上 信夫君	大久保 勉君
市田 忠義君	津田 弥太郎君	水岡 俊一君	前川 清成君
松井 孝治君	大門 実紀史君	大門 実紀史君	藤末 健三君
岩本 司君	津田 弥太郎君	井上 哲士君	中村 哲治君
ルネ・マルティ君	水岡 俊一君	室井 邦彦君	尾立 源幸君
櫻井 充君	大塚 直史君	松岡 信夫君	島田智哉子君
一川 保夫君	犬塚 徹君	井上 哲士君	芝 博一君
羽田雄一郎君	佐藤 祐司君	室井 康江君	柳澤 光美君
浅尾慶一郎君	藤本 晃君	森田 康江君	神本美恵子君
渡辺 秀央君	小池 夏子君	大門 実紀史君	藤原 正司君
石井 一君	鈴木 寛君	大門 実紀史君	池口 修次君
廣中和歌子君	佐藤 幸久君	大門 実紀史君	山根 隆治君
前田 武志君	内藤 正光君	大門 実紀史君	北澤 俊美君
柳田 稔君	木俣 佳丈君	大門 実紀史君	円 より子君
植松恵美子君	増子 輝彦君	大門 実紀史君	峰崎 直樹君
水戸 将史君	高橋 千秋君	大門 実紀史君	西岡 武夫君
川合 梅村	田名部匡省君	大門 実紀史君	輿石 東君
金子 恵美君	山下八洲夫君	大門 実紀史君	工藤堅太郎君
加賀谷 良信君	千葉 景子君	大門 実紀史君	友近 聰朗君
藤谷 光信君	佐藤 泰介君	大門 実紀史君	川田 龍平君
大河原雅子君	岡崎トミ子君	大門 実紀史君	米長 晴信君
相原久美子君	中谷 智司君	大門 実紀史君	松下 新平君
藤谷 光信君	平山 幸司君	大門 実紀史君	武内 則男君
牧山ひろえ君	佐藤 泰介君	大門 実紀史君	亀井 亜紀子君
徳永 久志君	千葉 景子君	大門 実紀史君	広田 一君
大島九州男君	佐藤 泰介君	大門 実紀史君	林 久美子君
平野 達男君	岡崎トミ子君	大門 実紀史君	中山 恭子君
山本 一太君	中谷 智司君	大門 実紀史君	中川 雅治君
自見庄三郎君	佐藤 泰介君	大門 実紀史君	蓮 航君
山本 一太君	岡崎トミ子君	大門 実紀史君	富岡由紀夫君
自見庄三郎君	佐藤 泰介君	大門 実紀史君	蓮 航君
山本 一太君	岡崎トミ子君	大門 実紀史君	長谷川憲正君
自見庄三郎君	佐藤 泰介君	大門 実紀史君	野村 哲郎君
山本 一太君	岡崎トミ子君	大門 実紀史君	喜納 昌吉君
自見庄三郎君	佐藤 泰介君	大門 実紀史君	加藤 敏幸君
山本 一太君	岡崎トミ子君	大門 実紀史君	平野 哲郎君

足立 信也君
白 真敷君
島田智哉子君
尾立 源幸君
大石 尚子君
今野 東君

谷岡 郁子君
那谷屋正義君
大久保 勉君

足立 信也君
白 真敷君
島田智哉子君
尾立 源幸君
大石 尚子君
今野 東君

谷岡 郁子君
那谷屋正義君
大久保 勉君

		(号外)			
案	同日次の本院提出案を衆議院に送付した。	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第八〇号)	同日議長は、次の衆議院提出案を環境委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、衆議院提出案を環境委員会に付託した。
案	同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。	生物多様性基本法案(衆第一九号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。	同日議長は、衆議院提出案を環境委員会に付託した。	同日議長は、衆議院提出案を環境委員会に付託した。
案	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四九号)	総務委員会に付託	総務委員会に付託	総務委員会に付託
案	同日次の本院提出案を衆議院に送付した。	海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)	同日議長は、衆議院提出案を環境委員会に付託	同日議長は、衆議院提出案を環境委員会に付託	同日議長は、衆議院提出案を環境委員会に付託
案	土壤汚染対策法の一部を改正する法律案	電波法の一部を改正する法律	電波法の一部を改正する法律	電波法の一部を改正する法律	電波法の一部を改正する法律
<p>平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第百六十六回国会提出)</p> <p>平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(審査報告書)提出(第一二九号)</p> <p>同日次の質問主意書を内閣に転送した。</p> <p>インターネット上の違法・有害情報対策と電気通信事業法に関する質問主意書(内藤正光君提出)</p>					
<p>租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案</p> <p>同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案</p> <p>電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律案</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律案</p>					
<p>同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成十九年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。</p> <p>一昨二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。</p> <p>昨年二月三十日議長より、同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成十九年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。</p> <p>行政監視委員 森 まさこ君 辞任 森 まさこ君 辞任 森 まさこ君 辞任</p> <p>議院運営委員 西田 実仁君 辞任 西田 実仁君 辞任 西田 実仁君 辞任</p> <p>大門実紀史君 遠山 清彦君 仁比 聰平君 遠山 清彦君 仁比 聰平君 遠山 清彦君 仁比 聰平君</p> <p>牧山ひろえ君 衛藤 咸一君 西田 昌司君 牧山ひろえ君 衛藤 咸一君 西田 昌司君 牧山ひろえ君 衛藤 咸一君 西田 昌司君</p>					
<p>揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>同日内閣から、科学技術基本法第八条の規定に基づく平成十九年度科学技術の振興に関する年次報告を受領した。</p> <p>行政監視委員 森 まさこ君 辞任 森 まさこ君 辞任 森 まさこ君 辞任</p> <p>議院運営委員 西田 実仁君 辞任 西田 実仁君 辞任 西田 実仁君 辞任</p> <p>大門実紀史君 遠山 清彦君 仁比 聰平君 遠山 清彦君 仁比 聰平君 遠山 清彦君 仁比 聰平君</p> <p>牧山ひろえ君 衛藤 咸一君 西田 昌司君 牧山ひろえ君 衛藤 咸一君 西田 昌司君 牧山ひろえ君 衛藤 咸一君 西田 昌司君</p>					

官 報 (号 外)

市町村の合併に伴う市街化区域と市街化調整区域との区分に関する質問主意書(水戸将史君提出)(第一三〇号)		内閣委員	
昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		内閣委員	
辞任	鴻池 祥肇君	古川 俊治君	古川 俊治君
辞任	森 まさこ君	森 まさこ君	森 まさこ君
外交防衛委員	大石 正光君	外添 要一君	外添 要一君
文教科学委員	古川 俊治君	佐藤 公治君	佐藤 公治君
経済産業委員	山下 栄一君	浜四津敏子君	浜四津敏子君
辞任	古川 俊治君	鴻池 祥肇君	鴻池 祥肇君
環境委員	松 あきら君	加藤 修一君	加藤 修一君
予算委員	佐藤 公治君	大石 正光君	大石 正光君
予算委員	加藤 修一君	松 あきら君	松 あきら君
予算委員	浜四津敏子君	山下 栄一君	山下 栄一君
辞任	牧山ひろえ君	補欠	補欠
谷合 正明君	米長 晴信君	山本 博司君	牧山ひろえ君
決算委員	西田 昌司君	衛藤 城一君	米長 晴信君
辞任	米長 晴信君	補欠	牧山ひろえ君
決算委員	西田 昌司君	衛藤 城一君	谷合 正明君
同日内閣から次の議案が提出された。		同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。	
学校安全対策基本法案(水岡俊一君外六名発議)(参第一八号)		社会教育法等の一部を改正する法律案(閣法第五一号)	
港湾法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)		港湾法の一部を改正する法律案(閣法第四二号)審査報告書	
同日議員から次の報告書が提出された。		同日議長から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十九年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成二十年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。	
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。		同日内閣から、工エネルギー政策基本法第十二条の規定に基づく平成十九年度工エネルギーに関する年次報告を受領した。	
同日議長は即日これを財政金融委員会に付託した。		同日議長は、吳邦国中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長より、同国四川省において発生した地震による被害に際し発送した見舞電報に対する礼状を接受した。	
正する法律案(閣法第四八号)審査報告書		同日議長は、吳邦国中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会委員長より、同国四川省において発生した地震による被害に際し発送した見舞電報に対する礼状を接受した。	
誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四八号)審査報告書		同日内閣から、工エネルギー政策基本法第十二条の規定に基づく平成十九年度工エネルギーに関する年次報告を受領した。	
生物多様性基本法案(衆第一九号)審査報告書		同日内閣から、工エネルギー政策基本法第十二条の規定に基づく平成十九年度工エネルギーに関する年次報告を受領した。	
独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)審査報告書		同日内閣から、工エネルギー政策基本法第十二条の規定に基づく平成十九年度工エネルギーに関する年次報告を受領した。	
財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(参第一一号)審査報告書		同日内閣から、工エネルギー政策基本法第十二条の規定に基づく平成十九年度工エネルギーに関する年次報告を受領した。	
問題に関する質問に対する答弁書(第一二六号)		同日内閣から次の答弁書を受領した。	
参議院議員喜納昌吉君提出「調査捕鯨」鯨肉処理問題に関する質問に対する答弁書(第一二六号)		同日内閣から次の答弁書を受領した。	
議長の報告事項 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)		議長の報告事項 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	
予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)		予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	
平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)		平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	
平成十八年度特別会計予算総則第百六十六回国会内閣提出 本院繼續審査		平成十八年度特別会計予算総則第百六十六回国会内閣提出 本院繼續審査	
右は本院において承諾することを議決した。		よつてこれを送付する。	
平成二十年五月二十三日		平成二十年五月二十三日	
参議院議長 江田 五月殿		参議院議長 河野 洋平	
衆議院議長 河野 洋平		衆議院議長 河野 洋平	
平成二十年五月二十三日		平成二十年五月二十三日	
参議院議長 江田 五月殿		参議院議長 江田 五月殿	
衆議院議長 河野 洋平		衆議院議長 河野 洋平	

審査報告書

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

右は多数をもつて承諾を与えるべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十六日

決算委員長 小川 敏夫
参議院議長 江田 五月殿

以上三件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その1)

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十七日

農林水産委員長 郡司 彰
参議院議長 江田 五月殿

平成二十年五月二十三日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は本院において承諾することを議決した。よつてこれを送付する。

平成二十年五月二十三日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は本院において承諾することを議決した。

平成二十年五月二十三日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

審査報告書

平成二十年五月二十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昨年以来の食品に関する事件の相次ぐ発生を背景として、食品についての安全性・信頼性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層の高まりを見せていることから、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、本法の適用期限を五年間延長することともに、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う規定の整備等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条及び第七条 削除

第八条第一項中「者」の下に「(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第二条第三号に規定する中小企業者であるものに限る。)」を加える。

(一) 委員会の決定の理由

平成十八年度各特別会計予備費の予算総額は、一兆七千三百十二億二千万円であつて、このうち、平成十八年十一月二十日に使用した金額は十三億三千三百一万六千円余である。

(二) 平成十八年度一般会計予備費の予算額は、二千五百億円であつて、このうち、平成十九年三月六日から同年三月九日までの間に使用した金額は七十四億一千九百六十六万六千円余である。

(三) 平成十八年度各特別会計予備費の予算総額は、一兆七千三百十二億二千万円であつて、このうち、平成十九年三月十五日に使用した金額は六千三百九十七万七千円余である。

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各所管使用調書(その2)(第百六十六回国会内閣提出、本院継続審査)

右は本院において承諾することを議決した。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつてこれを送付する。

平成二十年五月二十三日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

第一項」を「株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一條」に改め、「に対し」の下に「食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて」を加え、「長期かつ低利の資金であつて、他の金融機関が融通することを困難とす

るもの」を「もの(他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、その償還期限が十年を超えるものに限る。)」に改め、同条第二項中「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一條第一項第六號、第十二條第一項、第三十一條第二項第一項第一號口、第四十一條第二號、第五十三條、第五十八條、第五十九條第一項、第六十四條第一項第四號、第七十三條第三號及び別表第二第九號

の規定の適用については、同法第十一條第一項第六號中「除く。」とあるのは「除く。」及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十條第一項に規定する業務」と、同法第十二條第一項に規定する業務」と、同法第十二條第一項中「同項第五號」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十條第一項に規定する業務並びに前条第一項第五號」と、同法第三十一條第二項第一號口、第四十一條第二號及び第六十四條第一項第一號口、第四號に掲げる業務又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十條第一項に規定する業務」とあるのは「別表第一第一號から第十四號までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十條第一項に規定する業務」とする。

〔認定事業者〕とあるのは、「認定事業者(株式会社日本政策金融公庫法第二條第三號に規定する中小企業者であるものに限る。)」とする。

(政令への委任)

社日本政策金融公庫法第二條第三號に規定する中小企業者であるものに限る。)」とする。

〔附帯決議〕
本法律施行のため、別に費用を要しない。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

〔審査報告書〕
第三條 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

〔附則第二條中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成二十五年六月三十日まで」に改める。

〔施行期日〕
第一条 この法律は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そぞれぞれ當該各号に定める日から施行する。

一 附則第二條の改正規定及び附則第三條の規定
二 第八條第一項及び第十條の改正規定並びに第十條第一項第五號」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十條第一項に規定する業務」と、「同項第五號」とあるのは「同法第十條第一項に規定する業務並びに第十條第一項第五號」と、同法第五十三條中「同項第五號」とあるのは「食品の製造過程

次条の規定 平成二十年十月一日

(経過措置)

〔第二條 前条第二号に掲げる規定の施行前にこの法律による改正前の食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第八條第一項の認定を受けた者に対するこの法律による改正後の食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十條第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは「この法律、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一條」とあるのは「第十一條及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十條第一項」と、同法第十一條第一項第六號中「又は別表第一第一號から第十四號までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一號から第十四號までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十條第一項に規定する業務」とする。

〔第三條 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。〕

〔附則第二條中「この法律の施行の日から十年以内」を「平成二十五年六月三十日まで」に改める。

〔施行期日〕
第一条 この法律は、平成二十年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そぞれぞれ當該各号に定める日から施行する。

一 附則第二條の改正規定及び附則第三條の規定
二 第八條第一項及び第十條の改正規定並びに第十條第一項第五號」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十條第一項に規定する業務」と、「同項第五號」とあるのは「同法第十條第一項に規定する業務並びに第十條第一項第五號」と、同法第五十三條中「同項第五號」とあるのは「食品の製造過程

利用に起因する児童買春その他の犯罪が多發していることによるとかんがみ、インターネット異性紹介事業者に対する届出制の導入等の規制の強化

を行うとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

〔二、今回の法改正の趣旨及び内容について、国民に対し広報啓発活動を積極的に行い、周知徹底と。

を図ること。また、インターネット異性紹介事業による利用者が児童でないことの確認方法をより実効的なものとするとともに、改正により事業者に対する規制の強化が図られることから、下位法令を含む解釈運用基準を定めるこ

と。

三、インターネットの特性について保護者に対する啓発を行うとともに、インターネットの安全な利用法、情報の主体的選択能力を養うことを含む情報リテラシー・モラル教育を、学校教育を始めあらゆる機会をとらえて実施すること。

また、これら教育を実効あるものとするために、学校のＩＴ環境の整備及び教員のＩＴ指導力の向上に向けた取組を更に推進すること。

四、児童によるインターネット異性紹介事業の利用や違法・有害な情報へのアクセスを防止するため、フィルタリングサービスの精度の向上及び利用の促進のほか、児童の健やかな成長に資する取組を官民一体となつて一層充実強化すること。

五、インターネット上の違法・有害な情報についてホットライン業務を行う民間団体の設立や活動の支援を始め、違法・有害な情報の閲覧を防止するための民間活動の更なる促進を図るとともに、本法で導入される登録誘引情報提供機関を適切かつ効果的に活用すること。

右決議する。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正するための措置等を定めること」を「について必要な規制を行うこと等」に改める。

第一条中「児童による」を削り、「の利用を防止するための措置等を定めること」を「について必要な規制を行うこと等」に改める。

第二条に次の二号を加える。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月二十二日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月殿

登録を受けた者をいう。

第三条中「及びその行うインターネット異性紹介事業に必要な役務を提供する事業者」を削り、「児童の健全な育成に配慮する」を「その行うインターネット異性紹介事業に関するこの法律その他の法令の規定を遵守する」に改め、「資するよう」を削り、同条に次の二項を加える。

2 インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務(電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)を提供する事業者(次項において「役務提供事業者」という。)は、児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限(電気通信を自動的に選別して制限することをいう。以下この項及び次条において同じ。)を行なう役務又は当該電気通信の自動利用制限を行なう機能を有するソフトウェアを提供することその他の措置により児童によるインターネット異性紹介事業の利用の防止に資するよう努めなければならない。

第三十六条 第二十二条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第三十七条 第十九条の規定に違反した者は、十

第四条中「いう。」は、「の下に「児童の使用に係る通信端末機器による電気通信についてインターネッ

ト異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行なう機能を有するソフトウェアを利用することその他」を加える。

第六条中「掲げる行為」の下に「(以下「禁止誘引行為」という。)」を加え、同条第二号中「除く。」の下に「第五号において同じ。」を加え、同条に次の二号を加える。

第二章の章名中「規制」を「禁止」に改める。

第六条中「掲げる行為」の下に「(以下「禁止誘引行為」という。)」を加え、同条第二号中「除く。」の下に「第五号において同じ。」を加え、同条に次の二号を加える。

第二章の章名を次のように改める。

第三章 インターネット異性紹介事業の規制

第十八条中「第十五条」を「第三十一条、第三十二条」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十六条 第二十二条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第十七条中「第十二条の規定による報告をせ

める。

罰則(第十五条―第十四条)を「第四章
介事業の規制(第七条 第十七条)」に、「第四章
罰則(第十五条―第十八条)」を「第五章
登録誘引情報提供機関(第十八条―第二十七条)
(第二十八条―第三十条)
(第三十一条―第三十七条)
に改

- 一 第七条第一項の規定による届出に関する虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
- 二 第七条第二項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

一 第七条第一項の規定による届出に関する虚偽の届出をし、又は同項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

第二十九条とする。

第十二条中「前二条に規定する」を「この法律の規定により」に改め、同条を第二十八条とする。

第十一條を削る。

第四章を第五章とする。

第十条を削る。

第十三条を第五章とする。

第十四条を第五章とする。

第十五条を第五章とする。

第十六条を第五章とする。

第十七条を第五章とする。

第十八条を第五章とする。

第十九条を第五章とする。

第二十条を第五章とする。

第二十一条を第五章とする。

第二十二条を第五章とする。

第二十三条を第五章とする。

第二十四条を第五章とする。

第二十五条を第五章とする。

第二十六条を第五章とする。

第二十七条を第五章とする。

第二十八条を第五章とする。

第二十九条を第五章とする。

第三十条を第五章とする。

第三十一条を第五章とする。

第三十二条を第五章とする。

第三十三条を第五章とする。

第三十四条を第五章とする。

第三十五条を第五章とする。

第三十六条を第五章とする。

第三十七条を第五章とする。

第三十八条を第五章とする。

第三十九条を第五章とする。

第四十条を第五章とする。

- は、当該インターネット異性紹介事業者が対し、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。
- (事業の停止等)
- 第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し第八条第二号に規定する罪(この法律に規定する罪に係る罪)に定めるものほか、インターネット異性紹介事業者に、「第六条各号に掲げる行為」を「禁止誘引行為」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。
- インターネット異性紹介事業者は、その行う引行為が行われていることを知ったときは、速やかに、当該禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならない。
- 二 第七条第一項の規定による届出をしないでインターネット異性紹介事業を行つた者
- 三 第九条の規定に違反した者
- 三 第十三条规定は第十五条第二項第一号の規定による指示に違反した者
- 第十五条は第三十二条とし、第五章中同条の前に次の一項を加える。
- 二 第九条の規定による命に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第五章を第六章とする。
- 第四章中第十四条を第三十条とし、第十三条を

者があそ事務所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に係る事案に

関する弁明の機会の付与又は聴聞を終了している場合を除き、速やかに、現に当該インターネ

ット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会に国家公安委員会規則で定める

処分移送通知書を送付しなければならない。

2 前項(次項において準用する場合を含む。)の規定により処分移送通知書が送付されたときには、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、

それぞれ当該各号に定める処分をすることができます。前項(次項において準用する場合を含む。)の規定により処分移送通知書を送付した

公安委員会は、第十三条及び前条第一項の規定にかかるわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとす

る。

2 インターネット異性紹介事業者が第八条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者が第八条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該

法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違法行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすること。

2 当該インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し前条第一項に規定する行為をしたと認めるとき

六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該

- 第十三条 インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該
- (指示)
- 第十四条 公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、当該インターネット異性紹介事業の廃止を命ずることができる。
- 2 インターネット異性紹介事業者が第八条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者が第八条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該

- 法律若しくはこの法律に基づく命令又は他の法令の規定に違反したと認める場合において、当該違法行為が児童の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすること。
- 2 当該インターネット異性紹介事業者がその行うインターネット異性紹介事業に関し前条第一項に規定する行為をしたと認めるとき
- 六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該

第十五条 公安委員会は、インターネット異性紹介事業者に対し第十三条の規定による指示又は前条第一項の規定による命令をしようとする場合において、当該インターネット異性紹介事業

は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、児童の健全な育成に障害を及ぼす行為を防

止するため必要な指示をすることができる。

インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずること。

第一項の規定は、公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場合について準用する。

(報告又は資料の提出)

第十六条 公安委員会は、第七条から前条まで(第十二条第二項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、インターネット異性紹介事業者に対し、その行うインターネット異性紹介事業に關し報告又は資料の提出を求めることがで

(国家公安委員会への報告等)

第十七条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

一 第七条の規定による届出を受けた場合

二 第十三条、第十四条第一項又は第十五条第二項の規定による処分をした場合

2 公安委員会は、インターネット異性紹介事業者が前項第二号に規定する处分の事由となる違反行為をしたと認めるとき、又は同号に規定する处分に違反したと認めるときは、当該違反行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安

委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

第三章の次に次の第一章を加える。

第四章 登録誘引情報提供機関

(登録誘引情報提供機関の登録)

第十八条 インターネット異性紹介事業者による第十二条第一項に規定する措置の実施の確保をして行われる禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報を収集し、これを当該インターネット異性紹介事業者に提供する業務(以下「誘引情報提

供業務」という。)を行う者は、国家公安委員会の登録を受けることができる。

2 前項の登録(以下単に「登録」という。)を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、国家公安委員会に申請をしなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第二十一条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人で、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものは、登録をしなければならない。

4 国家公安委員会は、第二項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

5 一 インターネットの利用を可能とする機能を有する通信端末機器を有し、かつ、次のいずれかに該当する二人以上の者が誘引情報提供業務を行つものであること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目的単位を修得した者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者であつて、誘引情報提供業務を通算して六月以上従事した経験を有するもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 誘引情報提供業務を適正に行うための次に掲げる措置がとられていること。

イ 誘引情報提供業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

ロ 誘引情報提供業務の適正な実施の確保に

関する業務方法書その他の文書が作成され

ていること。

(誘引情報提供業務の方法)

第十九条 登録誘引情報提供機関でない者は、誘引情報提供業務を行うに際し、登録を受けてい

る旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(情報提供)

第二十条 国家公安委員会又は公安委員会は、登録誘引情報提供機関の求めに応じ、登録誘引情報提供機関が誘引情報提供業務を適正に行つたために必要な限度において、当該登録誘引情報提供機関に対し、インターネット異性紹介事業者に係る第七条第一項第一号から第四号までに掲げる事項に関する情報を提供することができ

る。

(誘引情報提供業務の方法)

第二十一条 登録誘引情報提供機関は、第十八条各号に掲げる要件及び誘引情報提供業務を適正に行うための国家公安委員会規則で定める基準に適合する方法により誘引情報提供業務を行わなければならない。

住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録誘引情報提供機関が誘引情報提供業務を行つ事務所の所在地

四 登録誘引情報提供機関は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

五 登録誘引情報提供機関は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

六 登録誘引情報提供機関は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。

官 (号 外)

<p>(秘密保持義務)</p> <p>第二十二条 登録誘引情報提供機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、誘引情報提供業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p>	
<p>(業務の休廃止)</p> <p>第二十三条 登録誘引情報提供機関は、誘引情報提供業務を休止し、又は廃止したときは、國家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を国家公安委員会に届け出なければならない。</p>	
<p>2 前項の規定により誘引情報提供業務を廃止した旨の届出があったときは、当該登録誘引情報提供機関に係る登録は、その効力を失う。</p>	
<p>(改善命令)</p> <p>第二十四条 国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関が第二十一条の規定に違反していると認めたときは、当該登録誘引情報提供機関に対し、誘引情報提供業務の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができること。</p>	
<p>(登録の取消し)</p> <p>第二十五条 国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第十八条第三項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</p> <p>二 第十八条第六項又は第二十三条第一項の規定に違反したとき。</p>	
<p>三 第二十七条</p> <p>1. 第十八条第六項の規定による届出があった場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</p> <p>2. 第二十五条の規定による登録を取り消したとき。</p> <p>四 第二十五条の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方により公表するものとする。</p> <p>五 第八条を第十一条とし、第七条を第十条とし、第一項の規定による二条を加える。</p>	
<p>四 前項の規定による登出をした者は、当該インターネット異性紹介事業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があったときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会(公安委員会の管轄区域を異</p>	
<p>三 前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>四 不正の手段により登録を受けたとき。</p> <p>五 次条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p>	
<p>(報告又は資料の提出)</p> <p>第二十六条 国家公安委員会は、誘引情報業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録誘引情報提供機関に対し、その業務の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。</p>	
<p>(公示等)</p> <p>第二十七条 国家公安委員会は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が二以上ある場合にあっては、それら全部の呼称)</p> <p>三 事業の本拠となる事務所の所在地</p> <p>四 事務所の電話番号その他の連絡先であつて国家公安委員会規則で定めるもの</p> <p>五 法人にあつては、その役員の氏名及び住所</p> <p>六 第十一条の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認の実施の方法その他の業務の実施の方法に関する事項で国家公安委員会規則で定めるもの</p>	
<p>三 最近五年間に第十四条又は第十五条第二項第二号の規定による命令に違反した者</p> <p>四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>五 最近五年間に第十四条又は第十五条第二項第二号に規定する暴力団員(以下この号において単に「暴力団員」という。)である者又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>六 未成年者(児童でない未成年者にあつては、営業に關し成年者と同一の行為能力を有</p>	
<p>(インターネット異性紹介事業の届出)</p> <p>第七条 インターネット異性紹介事業を行おうとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を事業の本拠となる事務所(事務所のない者にあつては、住居。第三号を除き、以下「事務所」という。)の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出なければならない。この場合において、届出において、届出には、国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。</p>	
<p>(欠格事由)</p> <p>第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行つてはならない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 最近五年間に第十四条又は第十五条第二項第二号に規定する暴力団員(以下この号において単に「暴力団員」という。)である者又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>四 未成年者(児童でない未成年者にあつては、営業に關し成年者と同一の行為能力を有</p>	

する者及びインターネット異性紹介事業者の相続人でその法定代理人が前各号のいずれにも該当しないものを除く。)

六 法人で、その役員のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 第一号から第四号までに掲げる者

□ 児童

(名義貸しの禁止)

第九条 第七条第一項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人にインターネット異性紹介事業を行わせてはならない。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(「規制」を「禁止」に改める部分に限る)、第三条の改正規定、第四条の改正規定、第二章の章名の改正規定及び第六条の改正規定(「掲げる行為」の下に「(以下「禁止誘引行為」という。)」を加える部分を除く)並びに附則第六条の規定

公布の日から起算して三月を経過した日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定(「規制」を「禁止」に改める部分に限る)、第三条の改正規定、第四条の改正規定、第二章の章名の改正規定及び第六条の改正規定(「掲げる行為」の下に「(以下「禁止誘引行為」という。)」を加える部分を除く)並びに附則第六条の規定

公布の日から起算して三月を経過した日

第二条 この法律による改正前のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「旧法」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてした処分、手續その他の行為とみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間に

行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第一号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律

の施行の日のはずれか遅い日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後のインターネット異性紹介事業を利用し

て児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「新法」という。)第一条第二号に規定するインターネット異性紹介事業を行つている者の

当該事業に対する新法第七条第一項の規定の適用については、同項前段中「国家公安委員会規則」とあるのは、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第一号)」の施行の日から起算して一月を経過する日までに、国家公安委員会規則」とする。

第七条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

ける旧法第十六条の規定の適用については、同条中「第六条」とあるのは、「第六条(第五号を除く。)」とする。

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

た場合において、新法第三章及び第四章の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十四号の次に次のように加え

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過する。

第八条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

(検討)

(登録免許税法の一部改正)

第七条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

(登録免許税法の一部改正)

三十 四 の 二 インターネット異性紹介事業者に係る登録誘引情報提供機関の登録	
登録件数	一件につき一万五千円

第十八条第一項(登録誘引情報提供機関の登録)の登録誘引情報提供機関の登録

三十 四 の 二 インターネット異性紹介事業者に係る登録誘引情報提供機関の登録	
登録件数	一件につき一万五千円

規定する罪

(調整規定)

第十二条 この法律の施行の日が暴力團員による不當な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同日の前日までの間に

おける暴力團員による不當な行為の防止等に関する法律の規定の適用については、新法第六章に規定する罪は、暴力團員による不當な行為の防止等に関する法律別表に掲げる罪とみなす。

審査報告書

生物多様性基本法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十七日

環境委員長 松山 政司
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたり享受できる自然と共に生する社会の実現を図り、地球環境の保全に寄与するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めるにより、その施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、妥当な措置と認め

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

生物多様性基本法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年五月二十二日

衆議院議長 河野 洋平

生物多様性基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条～第十条)

第二章 生物多様性戦略(第十一条～第十三条)

第三章 基本的施策

第一節 國の施策(第十四条～第二十六条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十七条)

附則

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壤等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の

保全の観点からも大きな課題となっている。国際的な観点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国にかんがみれば、生物の多様性を確保するため、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我々は、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の

生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたり維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

(基本原則)

第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを目指として行われなければならない。

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び

自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物

の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

い。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、

生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立つており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、

科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後ににおいても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順序的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。

4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努力することを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資

するとの認識の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則(以下「基本原則」という。)のつとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本原則にのつとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地

方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本原則にのつとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等によ

り、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

(国民及び民間の団体の責務)

第七条 国民は、基本原則にのつとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の

低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのつと

り、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法

制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(施策の有機的な連携への配慮)

第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する

施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する報告を提出しなければならない。

4 前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。

第二章 生物多様性戦略

(生物多様性国家戦略の策定等)

第十二条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多样性国家戦略」という。)を定めなければならない。

い。

		5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。
6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。		(生物多様性国家戦略と他の計画との関係)
第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条规定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。		(生物多様性国家戦略と他の計画との関係)
2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。		(生物多様性地域戦略の策定等)
第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家战略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。		(生物多様性地域戦略の策定等)
2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。		(生物多様性地域戦略の対象とする区域)
一 生物多様性地域戦略は、次の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標		3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の可能な利用に関する目標
二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する総合的かつ計画的に講ずる方法		三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する方法
		四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項
		5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。
		6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。
		(生物多様性国家戦略と他の計画との関係)
第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るために、環境大臣に当該生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。	3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。	
4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。	4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。	
		(生物資源の適正な利用の推進)
第三章 基本的施策	第一節 國の施策	第二節 地域の生物の多様性の保全
第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。	2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合は、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。	2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合は、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。
(外来生物等による被害の防止)	(外来生物等による被害の防止)	(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)
第十五条 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るために、地域の自然的・社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。	2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。	2 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)	(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)	(国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。
第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。	2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。	(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)
第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の	2 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の可能な利用に関する方法	3 第十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する方法

可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するため必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

第二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程における公的意見を求めるべきである。これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(国民の理解の増進)

第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第四十一条第二項第三号中「及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)」を「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)及び生物多様性基本法(平成二十年法律第二号)」に改める。

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国が実施するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによつて成り立つており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによつて成り立つており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十六条 地方公共団体は、前節に定める国が実施するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国が実施するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

第二十八条 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十七日
文教科学委員長 関口 昌一
参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原子力の研究開発や医療分野等での放射線利用に伴つて発生する放射性廃棄物の埋設処分を、独立行政法人日本原子力研究開発機構が、計画的かつ確実に実施するための規定を整備するものであり、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、原子力の研究、開発及び利用に伴つて発生する低レベル放射性廃棄物の最終処分に関して、その必要性、安全性について国民の理解と協力が得られるよう積極的な情報公開に努めること。

二、政府が定める埋設処分業務の実施に関する基本的な方針及び独立行政法人日本原子力研究開発機構が作成する埋設処分業務の実施に関する基

計画について、国民の理解が得られるよう情報提供を行うとともに、放射性廃棄物に係る研究開発の進展、社会経済状況の変化等を勘案し、定期的に検証すること。

また、埋設処分業務の実施に関する基本的な

方針の策定に当たつては、科学技術・学術審議会において審議を行い、パブリックコメントを行ふなど広く国民の意見を聴き、その反映に努めること。

三、放射性廃棄物の埋設処分地の選定に当たつては、地域住民の不安を解消し、理解と協力が得られるよう努めること。

その際、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、立地計画を策定し、公平な立地選定をするよう努めること。

四、政府は、放射性廃棄物処分のための埋設施設の安全審査に当たつては、安全審査体制を整備し、審査の過程に万全を期すること。

また、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、施設を管理する者として、放射性廃棄物埋設施設の安全を確保するとともに、十分なる説明責任を果たすこと。

五、放射性廃棄物の処分事業が安全かつ確実に実施されるよう、放射性廃棄物の輸送、処理等に

関し、発生者の経済的負担や引き渡される放射

性廃棄物の性状等を考慮し、国、独立行政法人日本原子力研究開発機構、関係者の間で密接な連携協力を図ること。

六、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、放射性廃棄物の埋設処分業務をその他の業務と独立した勘定として区分し、厳正に経理を行うとともに、安全性に留意した上で効率的な事業の定期的検証すること。

実施に努めること。

また、政府は、放射性廃棄物の埋設処分が確实行われるよう独立行政法人日本原子力研究開発機構の予算及び人員の確保に万全を期すること。

七、政府は、放射性廃棄物の処分について責任を持つて安全かつ確実に行われるよう措置すること。

八、研究機関や医療機関等から発生する放射性廃棄物のうち、余裕深度処分が必要となる放射能レベルが高いものについて、その処分方策の検討を進めること。

右決議する。

第三章の章名を次のように改める。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一

部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月十七日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一
部を改正する法律案

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一
部を改正する法律

独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改

正する。

目次中「第三章 業務等(第十七条—第二十二

条)」を「第三章 業務(第十七条—第十九条)
第四章 財務及び会計(第二十条—第二十

一条)」、「第四章」を「第五章」に、「第二十三

条—第二十九条」を「第二十五条—第三十二条」に、「第五章」を「第六章」に、「第三十条—第三十

二条」を「第三十二条—第三十四条」に改める。

第六条第七項中「第十八条各号」を「第二十条第

一項各号」に改める。

第十三条第二項中「第二十三条」を「第二十五条」に改める。

第六条第七項中「第十八条各号」を「第二十条第

一項各号」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 業務

第十七条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 放射性廃棄物の処分に関する業務で次に掲げるもの(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)第五十

五条第一項及び第二項に規定する原子力発電環境整備機構の業務に属するものを除く。)を行ふこと。

イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物(附則第二条第一項及び第三条第一項の規

定により機構が承継した放射性廃棄物(以下「承継放射性廃棄物」という。)を含む。)及び

射性廃棄物(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連をする施設で政令で定めるものから発生したもの(以下「埋設処分」という。)

埋設処分を行つた後、同条第一項本文の施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理

第十七条第一項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

第三十二条を第二十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とする。

第十七条第一項中「埋設処分を行つたための施設(以下「埋設施設」という。)の建設及び改良、維持その他

の管理並びに埋設処分を終了した後の埋設施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理

第十七条第一項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

第三十二条を第二十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とする。

第十七条第一項中「埋設処分を行つた後、同条第一項本文の施設の閉鎖及び閉鎖後の埋設施設が所在した区域の管理

第十七条第一項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

第三十二条を第二十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とする。

第十七条第一項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

第三十二条を第二十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とする。

第十七条第一項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

第三十二条を第二十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とする。

第十七条第一項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

第三十二条を第二十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とする。

第十七条第一項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

第三十二条を第二十四条とし、第三十一条を第三十三条とし、第三十条を第三十二条とする。

第十七条第一項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

第十七条第一項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

第十七条第一項中「処理し、又は処分する」を「又は処理する」に改める。

棄物に係るものに限る。」を加え、同号に次のように加える。

イ 第十七条第一項第三号に掲げる業務に伴い発生した放射性廃棄物(当該業務に係る承継放射性廃棄物を含む。)

ロ 機構以外の者から処分の委託を受けた放

射性廃棄物であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十

三条第一項第四号に掲げる原子炉及びその

附属施設並びに原子力発電と密接な関連を

有する施設で政令で定めるものから発生し

たもの

第十六条第四項中「機構に係る」の下に「この

法律及び「を加え、同号を第二十八条とする。

第二十五条第一項中「第十八条各号」を「第二十

一条第一項各号」に改め、同号を第二十七条とす

る。

第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第

二十五条とする。

第四章を第五章とする。

第三章中第二十二条を第二十四条とし、第二十

一条を第二十三条とし、第二十条を第二十二条と

する。

第十九条の見出しを「(利益及び損失の処理の

特例等)」に改め、同号第一項中「機構は」の下に

「前条第一項第一号及び第三号に掲げる業務に

係るそれぞれの勘定において」を加え、同号第四

項とし、同号第三項の次に次の二項を加える。

4 埋設処分業務等に係る勘定については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。
5 機構は、埋設処分業務等に係る勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行つた後、同号第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の埋設処分業務等の財源に充てなければならない。
6 基本方針における事項を定めなければならない。
7 基本方針においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
8 第十八条第一号中「前条第一項第二号」を「第十号及び第八号」に改め、同号第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同号第三号とし、同号第七号及び第八号」に改め、同号第二号中「前号」を「一号」の次に次の「一号」を加える。
9 二 埋設処分業務及びこれに附帯する業務(以下「埋設処分業務等」という。)

10 第十八条に次の一項を加える。
11 2 機構は、前項第一号及び第三号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定から、当該業務に伴い発生した放射性廃棄物(当該業務に係る承継放射性廃棄物を含む。)に係る埋設処分業務等に要する経費の財源に充てるべき額として主務省令で定めるところにより算定した額を、毎事業年度、埋設処分業務等に係る勘定に繰り入れるものとする。
12 第十八条を第二十条とする。
13 第十七条の次に次の二条及び章名を加える。
(埋設処分業務の実施に関する基本方針)

(号外)

官		第三条 模及び能力に関する事項	
四 埋設施設の設置に関する事項		三 埋設施設の設置に関する事項	
五 埋設処分業務の実施に関する収支計画及び資金計画		四 埋設処分の実施の方法に関する事項	
六 その他主務省令で定める事項		五 埋設処分業務の実施に関する収支計画及び資金計画	
七 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その計画を公表しなければならない。		六 機構は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その計画を公表しなければならない。	
第八章 財務及び会計		第七章 第四章 財務及び会計	
附則第八条第三項中「第十八条第一号」を「第二十条第一項第一号」に、「附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項」を「附帯する業務、附則第八条第一項に規定する業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)並びに同条第二項」に、「同条第二号」を「同項第三号」に、「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項第四号中「含む。」を「第二十一号」と「第二十六条第一項」に改め		附則第八条第三項中「第十八条第一号」を「第二十条第一項第一号」に、「附帯する業務並びに附則第八条第一項及び第二項」を「附帯する業務、附則第八条第一項に規定する業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)並びに同条第二項」に、「同条第二号」を「同項第三号」に、「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十六条第一項」に改め	
第四号中「含む。」を「第二十八号第一項第四号中「含む。」並びに「に」「含む。」とあるのは「限る。」並びに「に」「第三十一条第二号」を「第三十三条第二号」に改め		第四号中「含む。」を「第二十八号第一項第四号中「含む。」並びに「に」「含む。」とあるのは「限る。」並びに「に」「第三十一条第二号」を「第三十三条第二号」に改め	
第五章 附 則		第五章 附 則	
一、施行期日		一、施行期日	
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。		1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	
(罰則に関する経過措置)		(罰則に関する経過措置)	
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の		2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の	
一、費用		一、費用	
本法施行のため、別に費用を要しない。		本法施行のため、別に費用を要しない。	
二、右の議案を発議する。		二、右の議案を発議する。	
三、特別会計に関する法律の一部改正		三、特別会計に関する法律の一部改正	
四、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。		四、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。	
第五条 第八十八条第二項第一号亦中「第十九条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。		第五条 第八十八条第二項第一号亦中「第十九条第三項」を「第二十二条第三項」に改める。	
第六条 平成二十年四月九日		第六条 平成二十年四月九日	
第七条 発議者		第七条 発議者	
佐藤 泰介		松岡 徹 円 より子	
加藤 敏幸		柳澤 光美	
水岡 俊一		柳田 稔	
福山 哲郎		山根 隆治	
審査報告書		参議院議長 江田 五月殿	
財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案		財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案	
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。		右は多数をもつて可決すべきものと議決した。	
よって要領書を添えて報告する。		よって要領書を添えて報告する。	
平成二十年五月二十七日		平成二十年五月二十七日	
参議院議長 江田 五月殿		文教科学委員長 関口 昌一	
要領書		要領書	
一、委員会の決定の理由		一、委員会の決定の理由	
本法律案は、義務教育に係る教育を受ける権利はいかなる状況においても国民に保障されるべき重要な権利であることを踏まえ、財政が破綻状態にある市町村の教育に関する事務のうち、小学校及び中学校に係るものをおこう。		本法律案は、義務教育に係る教育を受ける権利はいかなる状況においても国民に保障されるべき重要な権利であることを踏まえ、財政が破綻状態にある市町村の教育に関する事務のうち、小学校及び中学校に係るものをおこう。	
二、賛成者		二、賛成者	
足立 信也		足立 信也	
家西 悟		家西 悟	
尾立 源幸		尾立 源幸	
大久保 勉		大久保 勉	
岡崎トミ子		岡崎トミ子	
大塚 耕平		大塚 耕平	
喜納 昌吉		喜納 昌吉	
小林 正夫		小林 正夫	
芝 博一		芝 博一	
下田 敦子		下田 敦子	
島田智哉子		島田智哉子	
工藤堅太郎		工藤堅太郎	
櫻井 充		櫻井 充	
高橋 千秋		高橋 千秋	
千葉 景子		千葉 景子	
津田弥太郎		津田弥太郎	
那谷屋正義		那谷屋正義	
羽田雄一郎		羽田雄一郎	
平野 達男		平野 達男	
藤末 健三		藤末 健三	
前川 清成		前川 清成	
増子 輝彦		増子 輝彦	
白 眞勲		白 真勲	
広中和歌子		広中和歌子	
藤本 祐司		藤本 祐司	
松井 孝治		松井 孝治	
(趣旨)		(趣旨)	
第一条 この法律は、財政が破綻状態にある市町村を含む。(以下同じ。)町村において小学校及び中学校に係る適切な教育環境を確保することが困難であることにかんがみ、義務教育関係事務の緊急移管制度を創設するために必要な基本的事項を定めるものとする。		第一条 この法律は、財政が破綻状態にある市町村を含む。(以下同じ。)町村において小学校及び中学校に係る適切な教育環境を確保することが困難であることにかんがみ、義務教育関係事務の緊急移管制度を創設するために必要な基本的事項を定めるものとする。	
(定義)		(定義)	
第二条 この法律において「義務教育関係事務」とは、市町村の教育に関する事務のうち小学校及び中学校に係るものをおこう。		第二条 この法律において「義務教育関係事務」とは、市町村の教育に関する事務のうち小学校及び中学校に係るものをおこう。	
第三条 総務省令で定めるものとする。		第三条 総務省令で定めるものとする。	
2 この法律において「義務教育関係事務の緊急移管制度」とは、財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務を緊急の措置として一定期間国に移管する制度をいう。		2 この法律において「義務教育関係事務の緊急移管制度」とは、財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務を緊急の措置として一定期間国に移管する制度をいう。	
第三条 義務教育に係る教育を受ける権利はいかなる状況においても国民に保障されるべき重要な権利であることを踏まえ、財政が破綻状態にある市町村の教育に関する事務のうち、小学校及び中学校に係るものをおこう。		第三条 義務教育に係る教育を受ける権利はいかなる状況においても国民に保障されるべき重要な権利であることを踏まえ、財政が破綻状態にある市町村の教育に関する事務のうち、小学校及び中学校に係るものをおこう。	

りその十分な保障が困難な市町村における義務教育に関し、国の責任において適切な教育環境を確保することを基本理念として行われるものとする。

(義務教育関係事務の緊急移管制度の創設及び実施)

第四条 国は、前条の基本理念及び次条から第八条までに定める方針に従つて義務教育関係事務の緊急移管制度を創設し、平成二十一年度からこれを実施するものとする。

(義務教育関係事務の緊急移管制度の適用の対象等)

第五条 義務教育関係事務の緊急移管制度は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)第九条第四項に規定する財政再生団体であつて同法第十条第三項の同意を得ているもの(同法附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる財政再建計画に係る地方公共団体を含む。以下単に「財政再生団体」という。)である市町村について、総務大臣及び文部科学大臣が指定する期間、適用

(以下単に「財政再生団体」という。)の適用市町村について、総務大臣及び文部科学大臣が指定する期間、適用

(義務教育関係事務の緊急移管制度の内容)

(義務教育関係事務の緊急移管制度の内容)

(義務教育関係事務の緊急移管制度の内容)

(義務教育関係事務の緊急移管制度の内容)

(適用市町村の協力)

第七条 国に移管された義務教育関係事務の処理は、適用市町村が財政再生団体となる前の小学校及び中学校に係る教育環境を確保することを基本としつつ、適用市町村の住民の意向に配慮し、かつ、適用市町村をめぐる社会情勢の変化に的確に対応することを旨として行われるものとする。

(国に移管された義務教育関係事務の処理の基

本原則)

(以下「適用期間」という。)中、文部科学大臣が處理すること。

二 義務教育関係事務の緊急移管制度の適用を受けることとなる際に適用市町村が設置している小学校及び中学校は、適用期間中、国が設置する学校となること。

三 前号の場合において、国が設置する学校となつた小学校及び中学校の教職員は、適用期間中、國家公務員の身分を有すること。

日程第一 平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書(その1)(第百六十六回国会内閣提出、六回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付)

日程第二 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管経費増額調書(その1)(第百六十六回国会内閣提出、六回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付)

日程第三 平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書(その1)(第百六十六回国会内閣提出、六回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付)

投票者氏名	投票者氏名	投票者氏名	投票者氏名	投票者氏名	投票者氏名	投票者氏名	投票者氏名	投票者氏名	投票者氏名
世耕 弘成君	田村耕太郎君	中村 博彦君	中山 恵子君	二之湯 智君	西島 英利君	野村 哲郎君	長谷川大紋君	林 芳正君	関口 昌一君
鶴保 康介君	中川 義雄君	中曾根弘文君	伊達 忠一君	西田 昌司君	南野知恵子君	橋本 聖子君	古川 俊治君	塚田 一郎君	佐藤 秀善君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	石井 準一君	青木 幹雄君	秋元 司君	荒井 広幸君	石井 みどり君	藤井 孝男君	田村耕太郎君	佐藤 佐藤君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	泉 信也君	浅野 勝人君	岡田 広君	市川 一朗君	岩城 光英君	松村 龍二君	中川 秀善君	伊達 忠一君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	有村 治子君	森 敏栄君	河合 常君	岸 宏一君	岸 信夫君	丸川 珠代君	吉田 博美君	西田 昌司君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	石井 みどり君	水落 敏栄君	神取 忍君	川口 順子君	川口 順子君	山内 俊夫君	山本 一太君	佐藤 佐藤君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	磯崎 陽輔君	森 まさこ君	岸 信夫君	木村 仁君	木村 仁君	吉田 博美君	吉田 博美君	佐藤 佐藤君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	丸山 和也君	森 まさこ君	佐藤 佐藤君	岸 信夫君	岸 信夫君	山崎 正昭君	山崎 正昭君	佐藤 佐藤君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	溝手 謙正君	山田 俊男君	佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	矢野 哲朗君	矢野 哲朗君	佐藤 佐藤君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	矢野 哲朗君	山谷えり子君	佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	佐藤 佐藤君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	白浜 一良君	白浜 一良君	佐藤 佐藤君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	白浜 一良君	遠山 清彦君	坂本由紀子君	坂本由紀子君	坂本由紀子君	谷合 正明君	谷合 正明君	佐藤 佐藤君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	遠山 清彦君	西田 實仁君	島尻安伊子君	島尻安伊子君	島尻安伊子君	浜田 昌良君	浜田 昌良君	佐藤 佐藤君
佐藤 佐藤君	佐藤 佐藤君	浜田 昌良君	浜田 昌良君	鈴木 政二君	鈴木 政二君	鈴木 政二君	浜津敏子君	浜津敏子君	佐藤 佐藤君

官 報 (号 外)

平成二十年五月二十八日

參議院會議錄第二十二號 投票者氏名

弘友 和夫君	松 あきら君	自見庄三郎君	芝 博一君	水戸 将史君	泉 信也君
山口那津男君	山下 栄一君	島田智哉子君	下田 敦子君	峰崎 直樹君	市川 一朗君
山本 香苗君	渡辺 孝男君	主瀬 了君	森 ゆうこ君	森田 邦彦君	岩永 浩美君
鰐淵 洋子君	山東 昭子君	鈴木 寛君	篠瀬 進君	柳澤 光美君	高君
松下 新平君	松 あきら君	田中 康夫君	柳田 稔君	山下八洲夫君	岡田 広君
足立 信也君	山下 栄一君	谷岡 郁子君	鈴木 陽悦君	横峯 良郎君	尾辻 秀久君
青木 愛君	渡辺 孝男君	浅尾慶一郎君	田名部匡省君	柳澤 光美君	加治屋義人君
家西 悟君	山東 昭子君	一川 保夫君	吉川 沙織君	山根 隆治君	岡田 直樹君
犬塚 直史君	松 あきら君	池口 修次君	千葉 景子君	河合 常則君	荻原 健司君
石井 一君	山下 栄一君	大河原雅子君	外山 斎君	岸 宏一君	岸 信夫君
植松恵美子君	相原久美子君	那谷屋正義君	紙 智子君	岸 正久君	木村 仁君
小川 勝也君	浅尾慶一郎君	富岡由紀夫君	蓮 舶君	岸 正勝君	室井 邦彦君
尾立 源幸君	大久保潔重君	徳永 久志君	井上 哲士君	木村 仁君	岩城 光英君
大河原雅子君	大久保潔重君	辻 泰弘君	大門実紀史君	鷲澤 晴信君	衛藤 晟一君
大久保潔重君	大島九州男君	岡崎トミ子君	紙 智子君	横峯 良郎君	松田 勝一君
大塚 耕平君	大島九州男君	金子 敏夫君	蓮 舶君	柳澤 光美君	岩城 光英君
加賀谷 健君	岡崎トミ子君	梅村 聰君	大門実紀史君	山下 八洲夫君	高君
風間 直樹君	岡崎トミ子君	大石 尚子君	紙 智子君	柳澤 光美君	鰐淵 洋子君
木俣 佳丈君	亀井亞紀子君	西岡 武夫君	井上 哲士君	山下 八洲夫君	高君
北澤 俊美君	金子 恵美君	長谷川憲正君	大門実紀史君	柳澤 光美君	鰐淵 洋子君
行田 邦子君	喜納 昌吉君	林 久美子君	紙 智子君	山下 八洲夫君	高君
郡司 彰君	喜納 昌吉君	平山 幸司君	井上 哲士君	柳澤 光美君	鰐淵 洋子君
今野 東君	佐藤 公治君	平田 健二君	大門実紀史君	山下 八洲夫君	高君
佐藤 泰介君	充君	羽田雄一郎君	紙 智子君	柳澤 光美君	鰐淵 洋子君
櫻井 輿石	増子 輝彦君	白 真勲君	紙 智子君	山下 八洲夫君	高君
佐藤 公治君	佐藤 正夫君	姫井由美子君	紙 智子君	柳澤 光美君	鰐淵 洋子君
佐藤 充君	工藤堅太郎君	藤原 哲郎君	紙 智子君	山下 八洲夫君	高君
松野 松浦	前田 舟山	藤原 哲郎君	紙 智子君	柳澤 光美君	鰐淵 洋子君
信夫君	前田 武志君	藤原 哲郎君	紙 智子君	山下 八洲夫君	高君
円 より子君	藤原 良信君	藤原 哲郎君	紙 智子君	柳澤 光美君	鰐淵 洋子君
石井 秋元	藤原 良信君	付) 賛成者氏名	紙 智子君	山下 八洲夫君	高君
準一君	藤原 良信君	愛知 治郎君	紙 智子君	柳澤 光美君	鰐淵 洋子君
石井 荒井	藤原 良信君	青木 幹雄君	紙 智子君	山下 八洲夫君	高君
石井 準一君	藤原 良信君	付) 賛成者氏名	紙 智子君	柳澤 光美君	鰐淵 洋子君
石井 有村	藤原 良信君	愛知 治郎君	紙 智子君	山下 八洲夫君	高君
石井みどり君	藤原 良信君	青木 幹雄君	紙 智子君	柳澤 光美君	鰐淵 洋子君
日程第五 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(第百六十回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付)	日程第二 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(第百六十回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付)	日程第五 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(第百六十回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付)	日程第五 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(第百六十回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付)	日程第五 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(第百六十回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付)	日程第五 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その2)(第百六十回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付)
松田 岩天君	橋本 聖子君	中川 義雄君	中川 義雄君	中川 義雄君	中川 義雄君
牧野 牧野君	南野知恵子君	中村 博彦君	中村 博彦君	中村 博彦君	中村 博彦君
牧野たかお君	南野知恵子君	二之湯 智君	二之湯 智君	二之湯 智君	二之湯 智君
牧野 勝也君	南野知恵子君	鶴保 康介君	鶴保 康介君	鶴保 康介君	鶴保 康介君
牧野 勝也君	南野知恵子君	谷川 秀善君	谷川 秀善君	谷川 秀善君	谷川 秀善君
牧野 勝也君	南野知恵子君	田村耕太郎君	田村耕太郎君	田村耕太郎君	田村耕太郎君
牧野 勝也君	南野知恵子君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君
牧野 勝也君	南野知恵子君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	塚田 一郎君
牧野 勝也君	南野知恵子君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君
牧野 勝也君	南野知恵子君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	中曾根弘文君
牧野 勝也君	南野知恵子君	西田 昌司君	西田 昌司君	西田 昌司君	西田 昌司君
牧野 勝也君	南野知恵子君	西田 昌司君	西田 昌司君	西田 昌司君	西田 昌司君
牧野 勝也君	南野知恵子君	西島 英利君	西島 英利君	西島 英利君	西島 英利君
牧野 勝也君	南野知恵子君	野村 哲郎君	野村 哲郎君	野村 哲郎君	野村 哲郎君
牧野 勝也君	南野知恵子君	長谷川大紋君	長谷川大紋君	長谷川大紋君	長谷川大紋君
古川 俊治君	古川 俊治君	林 芳正君	林 芳正君	林 芳正君	林 芳正君
舛添 要一君	舛添 要一君	林 芳正君	林 芳正君	林 芳正君	林 芳正君
祥史君	祥史君	林 芳正君	林 芳正君	林 芳正君	林 芳正君

官 報 (号外)

平成二十年五月二十八日 參議院會議錄第二十二号

投票者氏名

二八

	○名	尾立 源幸君 大河原雅子君 大久保潔重君 西田 實仁君 浜四津敏子君 松 あきら君 山下 栄一君 渡辺 孝男君 井上 哲士君 紙 智子君 大門実紀史君 又市 征治君 川田 龍平君 松下 新平君	澤 雄二君 谷合 正明君 浜田 昌良君 弘友 和夫君 山口那津男君 山本 香苗君 鰐淵 洋子君 市田 忠義君 小池 晃君 仁比 聰平君 近藤 正道君 渕上 貞雄君 山内 德信君 山東 昭子君	風間 裕君 大塚 耕平君 加賀谷 健君 直樹君 神本美恵子君 亀井 亜紀子君 川合 孝典君 川崎 稔君 嘉納 昌吉君 工藤堅太郎君 木俣 佳丈君 北澤 俊美君 郡司 彰君 行田 邦子君 今野 東君 佐藤 泰介君 自見庄三郎君 島田智哉子君 島田良充君 主濱 了君 鈴木 寛君 田中 康夫君 高嶋 良充君 武内 則男君 谷岡 郁子君 辻 泰弘君 徳永 久志君 那谷屋正義君 内藤 友近 正光君				
			澤 雄二君 遠山 清彦君 浜田 昌良君 松 あきら君 山口那津男君 山本 香苗君 鰐淵 洋子君 市田 忠義君 小池 晃君 仁比 聰平君 近藤 正道君 渕上 貞雄君 山内 德信君 山東 昭子君	風間 裕君 大塚 耕平君 加賀谷 健君 直樹君 神本美恵子君 亀井 亜紀子君 川合 孝典君 川崎 稔君 嘉納 昌吉君 工藤堅太郎君 木俣 佳丈君 北澤 俊美君 郡司 彰君 行田 邦子君 今野 東君 佐藤 泰介君 自見庄三郎君 島田智哉子君 島田良充君 主濱 了君 鈴木 寛君 田中 康夫君 高嶋 良充君 武内 則男君 谷岡 郁子君 辻 泰弘君 徳永 久志君 那谷屋正義君 内藤 友近 正光君				
			澤 雄二君 遠山 清彦君 浜田 昌良君 松 あきら君 山口那津男君 山本 香苗君 鰐淵 洋子君 市田 忠義君 小池 晃君 仁比 聰平君 近藤 正道君 渕上 貞雄君 山内 德信君 山東 昭子君	風間 裕君 大塚 耕平君 加賀谷 健君 直樹君 神本美恵子君 亀井 亜紀子君 川合 孝典君 川崎 稔君 嘉納 昌吉君 工藤堅太郎君 木俣 佳丈君 北澤 俊美君 郡司 彰君 行田 邦子君 今野 東君 佐藤 泰介君 自見庄三郎君 島田智哉子君 島田良充君 主濱 了君 鈴木 寛君 田中 康夫君 高嶋 良充君 武内 則男君 谷岡 郁子君 辻 泰弘君 徳永 久志君 那谷屋正義君 内藤 友近 正光君				
賛成者氏名		日程第八 生物多様性基本法案(衆議院提出) 二三六名						
足立 信也君 青木 愛君 家西 悟君 石井 一君 犬塚 直史君 植松恵美子君 小川 勝也君								
内藤 正光君 石井 秋元君 荒井 治郎君 信也君 信也君								
泉 正光君 内藤 友近君 石井 洋輔君								
丸川 珠代君 丸山 和也君								
岩城 光英君 岩永 浩美君 岡田 直樹君 荻原 健司君 加納 時男君 川口 順子君 木村 仁君 岸 信夫君 岸 正勝君 木村 祥肇君 岸 信秋君 坂本由紀子君 佐藤 信秋君 鴻池 祥肇君 岸 信秋君 中村 智司君 市川 一朗君 市川 岩城君 岩永 浩美君 岡田 直樹君 衛藤 晟一君 光英君								

官 報 (号外)

反対者氏名

○名

平成二十年五月二十八日 参議院会議録第二十二号 投票者氏名

水落 敏栄君	森 まさこ君	森 ゆうこ君	峰崎 直樹君	室井 邦彦君
森 まさこ君	山内 俊夫君	高嶋 良充君	鈴木 寛君	森田 高君
山内 俊夫君	山田 俊男君	田中 康夫君	田名部匡省君	柳澤 光美君
山田 俊男君	吉田 博美君	吉村剛太郎君	高橋 千秋君	山下八洲夫君
吉田 博美君	義家 弘介君	若林 正俊君	千葉 景子君	柳田 稔君
義家 弘介君	脇 雅史君	荒木 清寛君	谷 博之君	横峯 良郎君
脇 雅史君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	高橋 隆治君	柳澤 光美君
魚住裕一郎君	加藤 修一君	石井 一君	吉川 沙織君	山根 隆治君
加藤 修一君	木庭健太郎君	青木 愛君	吉川 沙織君	山根 隆治君
木庭健太郎君	白浜 一良君	相原久美子君	蓮 航君	渡辺 秀央君
白浜 一良君	遠山 清彦君	浅尾慶一郎君	青木 幹雄君	渡辺 秀央君
遠山 清彦君	浜田 昌良君	植松恵美子君	秋元 司君	青木 幹雄君
浜田 昌良君	弘友 和夫君	小川 愛君	大河原雅子君	秋元 司君
弘友 和夫君	山口那津男君	大塚 耕平君	石井 準一君	大河原雅子君
山口那津男君	鰐淵 洋子君	澤 雄二君	荒井 広幸君	大久保潔重君
鰐淵 洋子君	市田 忠義君	谷合 正明君	石井 準一君	大久保潔重君
市田 忠義君	小池 晃君	井上 哲士君	大塚 耕平君	大久保潔重君
小池 晃君	大門実紀史君	渡辺 孝男君	澤 雄二君	大久保潔重君
大門実紀史君	山下 芳生君	山下 栄一君	中村 哲治君	大久保潔重君
山下 芳生君	福島みづほ君	松 あきら君	西岡 武夫君	大久保潔重君
福島みづほ君	仁比 聰平君	木俣 佳丈君	長谷川憲正君	大久保潔重君
仁比 聰平君	近藤 正道君	川上 義博君	林 久美子君	大久保潔重君
近藤 正道君	渕上 貞雄君	木俣 郁夫君	平山 幸司君	大久保潔重君
渕上 貞雄君	山内 德信君	佳丈君	廣中和歌子君	大久保潔重君
山内 德信君	山東 昭子君	喜納 昌吉君	藤末 健三君	大久保潔重君
山東 昭子君	松下 松川	川合 孝典君	平山 幸司君	大久保潔重君
新平君	新平君	川崎 稔君	廣中和歌子君	大久保潔重君
佐藤 泰介君	自見庄三郎君	佐藤 今野	藤末 健三君	大久保潔重君
佐藤 泰介君	佐藤 行田	木俣 彰君	平山 幸司君	大久保潔重君
佐藤 行田	木俣 彰君	北澤 俊美君	藤本 幸久君	大久保潔重君
木俣 彰君	工藤堅太郎君	北澤 俊美君	藤本 祐司君	大久保潔重君
工藤堅太郎君	小林 正夫君	川崎 稔君	藤本 幸久君	大久保潔重君
小林 正夫君	佐藤 奥石	藤谷 光信君	藤本 幸久君	大久保潔重君
佐藤 奥石	佐藤 公治君	藤原 正司君	藤原 正司君	大久保潔重君
佐藤 公治君	水戸 小池	藤原 正司君	藤原 正司君	大久保潔重君
水戸 小池	下田 芝	藤原 正司君	藤原 正司君	大久保潔重君
下田 芝	佐藤 櫻井	藤原 正司君	藤原 正司君	大久保潔重君
佐藤 櫻井	佐藤 充君	藤原 正司君	藤原 正司君	大久保潔重君
佐藤 充君	円 より子君	藤原 正司君	藤原 正司君	大久保潔重君
圓 より子君	松岡 松岡	藤原 正司君	藤原 正司君	大久保潔重君
松岡 松岡	水戸 小池	藤原 正司君	藤原 正司君	大久保潔重君
水戸 小池	田村耕太郎君	佐藤 増子	佐藤 増子	大久保潔重君
田村耕太郎君	佐藤 増子	佐藤 増子	佐藤 増子	大久保潔重君
佐藤 増子	佐藤 輝彦君	佐藤 輝彦君	佐藤 輝彦君	大久保潔重君
佐藤 輝彦君	水戸 大悟君	佐藤 輝彦君	佐藤 輝彦君	大久保潔重君
水戸 大悟君	佐藤 大悟君	佐藤 大悟君	佐藤 大悟君	大久保潔重君
佐藤 大悟君	佐藤 未松	佐藤 未松	佐藤 未松	大久保潔重君
佐藤 未松	佐藤 信夫君	佐藤 信夫君	佐藤 信夫君	大久保潔重君
佐藤 信夫君	佐藤 世耕	佐藤 世耕	佐藤 世耕	大久保潔重君
佐藤 世耕	佐藤 弘成君	佐藤 弘成君	佐藤 弘成君	大久保潔重君
佐藤 弘成君	田村耕太郎君	田村耕太郎君	田村耕太郎君	大久保潔重君
田村耕太郎君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	大久保潔重君

日程第九 独立行政法人日本原子力研究開発機構
法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

二三六名

賛成者氏名

官報(号外)

反対者氏名					
愛知 治郎君	青木 幹雄君	橋本 聖子君	南野知恵子君	長谷川大紋君	林 芳正君
秋元 司君	浅野 勝人君	藤井 孝男君		古川 俊治君	
荒井 広幸君	有村 治子君			舛添 要一君	
石井 準一君	石井みどり君			松田 岩夫君	
泉 信也君	磯崎 陽輔君			松村 龍二君	
市川 一朗君	岩城 光英君			丸川 珠代君	
尾辻 秀久君	衛藤 晟一君			水落 敏栄君	
岡田 広君	岡田 直樹君			森 まさこ君	
加治屋義人君	荻原 健司君			山内 俊夫君	
神取 忍君	加納 時男君			山田 俊男君	
河合 常則君	川口 順子君			吉田 博美君	
岸 宏一君	木村 仁君			山本 一太君	
北川イツセイ君	岸 信夫君			吉村剛太郎君	
小泉 昭男君	鴻池 祥肇君			山谷えり子君	
佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君			山本 順三君	
佐藤 正久君	坂本由紀子君			吉村剛太郎君	
椎名 一保君	島尻安伊子君			若林 正俊君	
末松 信介君	関口 昌一君			鯨住裕一郎君	
世耕 弘成君	伊達 忠一君			魚住裕一郎君	
田村耕太郎君	塚田 一郎君			加藤 修一君	
谷川 秀善君	浜田 昌良君			澤 雄二君	
鶴保 康介君	弘友 和夫君			谷合 正明君	
中川 義雄君	山本 香苗君			西田 實仁君	
中村 博彦君	山口那津男君			浜四津敏子君	
二之湯 智君	渡辺 孝男君			松 あきら君	
西田 昌司君	山下 栄一君			山下 栄一君	
	平成二十年五月十四日	参議院議長 江田 五月殿	福山 哲郎		
	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関する質問主意書				
	右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。				
	平成二十年五月十四日				
	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度				
	に關する質問主意書				
	地球温暖化対策が喫緊の課題となつてゐる中、我が国においても、とりわけ国内の二酸化炭素の直接排出量の三分の一を占めるエネルギー転換部門、産業部門の対策の強化が求められている。しかしながら、このような大口排出事業者に対する温室効果ガス排出の削減義務化や経済的手法による削減政策はとられていない。平成十七年の地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一一七号。以下「温対法」とする。)の改正によつて、第二十一条の二以下で、大口排出事業所(運輸、荷主は事業者)の温室効果ガスの排出量を、事業所ごと、ガスごとに、算定・報告・公表する制度が導入された。このことにより、温暖化政策の策定、進捗管理のための情報基盤の整備と排出情報の「見える化」などにより温室効果ガス排出量の削減を図つていくことが期待される。				
	ただし、第二十一条の三では「権利利益の保護に係る請求」を規定し、温室効果ガス算定排出量				
	の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると料するとき、大口排出事業所または事業者である「特定排出者」は理由を付して、温室効果ガス算定排出量を事業所ごとに合計した量、すなわち会社の全体排出量をもつて通知する請求を行い、事業所管大臣がその請求を認めかかどうかを決定することとなつてゐる。				
	一方、「地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の三における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について」(平成十九年四月二日付。以下「審査基準」とする。)によれば、「報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が通常一般に入手可能な状態にある場合には、又は通常一般に入手可能な情報から當該報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報を容易に推測可能な場合には、『公にされることにより、権利利益が害されるおそれ』がないものと判断される。」とされてゐる。				
	平成二十年三月二十八日に、環境省および経済産業省は、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による、平成十八年度排出量をとりまとめ、公表した。このとりまとめを見ると、対象となる特定事業所排出者一万四千二百二十四事業所のうち、三十六事業所については事業所」と、ガスごとの公表はなかつた。即ち、十四社三十六事業所が事業所管大臣に対し権利利益の保護に係る請求を行い、所管大臣がこれを認				

め、エネルギー起源二酸化炭素排出量、非エネルギー起源二酸化炭素排出量、温室効果ガス排出総量のいずれかを非開示とした。

ところが、特定非営利法人気候ネットワークの調べによれば、これら三十六事業所のうち、六事業所は地方自治体の条例によって温室効果ガス排出量について個別または和が開示され、うち五事業所は地方自治体のホームページにおいて、その開示情報を見ることができる。また、残り一事業所についても工場に出向けば排出量を閲覧することができる。

地方自治体のホームページで公表され閲覧できる、あるいは工場で閲覧できる「温室効果ガス算定排出量の情報」は先述の「審査基準」でいうところの「通常一般に入手可能な状態にある」といえ、あらためて国から公表されたとしても、「当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある」とは考えられない。

そこで、以下のとおり質問する。

一 前記三十六の事業所が、温対法第二十一条の第三項に基づき、非開示の請求を行うにあたり付した理由はどのようなものか、事業所ごとに明らかにされたい。

二 当該特定排出者の事業所管大臣が、前記三十六事業所による権利利益の保護に係る請求を認めるにつき、「当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれ」が

あると判断した具体的不利益の内容はどのように不利益であるか、事業所ごとに明らかにされたい。

三 事業所管大臣は、いくつかの事業所の排出量が地方自治体の条例に基づいて公表されていることを認識した上で、非開示としたのか。もし、認識していなかつたとすれば、事業所管大臣は、地方自治体の条例と条例による公表の実態について、これまで調査を行つたことがあるか。調査していなかつたとすれば、その理由は何か、明らかにされたい。

四 事業所管大臣は、地方自治体の条例で公表されていることを認識して非開示としたのであれば、「審査基準」に反することとなるが、そのような判断をした理由は何か、示されたい。

五 「審査基準」以外に、「当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれ」があるかどうかを判断する基準があれば示されたい。

六 前記三十六事業所以外に「権利利益の保護に係る請求」を行つた特定排出者はあつたのか。あつた場合には、所管大臣ごと、業種ごとに数を明らかにされたい。また、その場合、事業所管大臣が非開示請求を認めなかつた理由は何である。

また、残りの一事業所に係る保護請求については、当該事業所に係る温室効果ガス算定排出量の情報のうちエネルギーの使用以外に係るものが公にされることにより、当該事業所に係る特定排出者の競合他社又は取引先が当該事業所に係るエネルギーコスト及び製造原価を推計することが可能となり、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるといった趣旨の理由が付されている。

また、残りの一事業所に係る保護請求については、当該事業所に係る温室効果ガス算定排出量の情報のうちエネルギーの使用以外に係るものが公にされることにより、当該事業所に係る特定排出者の競合他社又は取引先が当該事業所の製造プロセスに係るライセンス契約に規定する重要機密情報を推測することが可能となり、

平成二十年五月二十三日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議員福山哲郎君提出温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福山哲郎君提出温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の三十六事業所のうち、三十五事業所に係る地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下「法」という。第二十一条の三)の規定による権利利益の保護に係る請求(以下「保護請求」という。)については、当該事業所に係る法第二十一条の二第二項に規定する温室効果ガス算定排出量の情報のうちエネルギーの使用に係るもののが公にされることにより、当該事業所に係る特定排出者の競合他社又は取引先が当該事業所に係るエネルギーコスト及び製造原価を推計することが可能となり、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると判断したものである。

また、残りの一事業所に係る保護請求については、当該事業所に係る温室効果ガス算定排出量の情報のうちエネルギーの使用以外に係るものが公にされることにより、当該事業所に係る特定排出者の競合他社又は取引先が当該事業所の製造プロセスに係るライセンス契約に規定する重要機密情報を推測することが可能となり、

量の情報のうちエネルギーの使用以外に係るものが公にされることにより、当該事業所に係る特定排出者の競合他社又は取引先が当該事業所の製造プロセスに係るライセンス契約に規定する重要な機密情報を推測することが可能となるとともに、当該事業所に係る製造原価を推計することが可能となり、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあるといつた趣旨の理由が付されている。

参議院議長 江田 五月殿

当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると判断したものである。

三及び四について

「いくつかの事業所の排出量が地方自治体の条例に基づいて公表されていることを認識していた上で、非開示とした」という事実はない。

経済産業省においては、「地方自治体の条例と条例による公表の実態」について網羅的に調査を行つたことはないが、経済産業大臣は、その所管する事業に係る事業所について保護請求が行われた場合には、当該保護請求に係る温室効果ガス算定排出量に関する情報が含まれる可能性がある各種の情報や企業の環境報告書等の調査を行うとともに、当該保護請求を行つた特定排出者に対し、当該保護請求に係る温室効果ガス算定排出量に関する情報の公表の有無等に関するヒアリングを実施している。なお、御指摘の事業所に係る事業者についての当該調査及びヒアリングにおいては、地方自治体の条例による公表の事実は確認できなかつた。

法第二十一条の三第一項に規定する「報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれ」の有無の判断に係る基準としては、行政手続法

(平成五年法律第八十八号)第五条第一項の規定により御指摘の「審査基準」を策定しているほかには、特段定めていない。

六について

平成十九年度においては、御指摘の三十六事業所以外に八十五の事業所について保護請求が行われた。

このうち、経済産業大臣に対しては、八十四の事業所について保護請求が行われ、これらの事業所に係る業種の内訳は、鉱業が一事業所、

パルプ・紙・紙加工品製造業が二事業所、化学

工業が六事業所、窯業・土石製品製造業が十事

業所、鉄鋼業が四十七事業所、金属製品製造業

が一事業所、電気機械器具製造業が二事業所、

電子部品・デバイス製造業が十三事業所及び娛

楽業が二事業所であつた。

また、環境大臣に対しては、一事業所について保護請求が行われ、当該事業所に係る業種は

廃棄物処理業であつた。

これらの保護請求については、事業所管大臣が、法第二十一条の三第一項に規定する「報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれ」はないと判断したものである。

特に、離婚後の親権者、あるいは、その配偶者(内縁を含む)を加害者とする児童虐待事件によって、子の命が奪われるケースも多々見られており、面接交渉についての明確な規定に基づき、子の命が奪われるおそれの

民法第七六六条及び第八一九条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年五月十四日

参議院議長 江田 五月殿 谷岡 郁子

主意書

供と同居していない親が子供と定期的に会つて、子供の身体面、心理面についての変化を目にしないれば、こうした事件は、相当程度防げるはずである。

よつて、以下質問する。

一 現行の民法第八一九条は、離婚の場合、父母のどちらか一方のみを親権者とする単独親権を採用している。このことが、親権者をめぐる争いによって離婚係争中の夫婦の対立を一層激化させ、あるいは、離婚後の親子の交流を難しくさせている側面があるとの指摘がある。こうした指摘について、どのように考えるか。

二 離婚の際の、親権者をめぐる争いにおいて、調停や裁判の実務では現状追認の傾向が強く、現に子を占有する親が親権者となりやすいと認識されている。このため、離婚係争中の一方の親による子の連れ去りや、逆にこれを防ぐための相手方配偶者からの子の隠ぺいがしばしば問題となつてゐる。こうした現状は、子の最善の利益に著しく反するものとして問題であると考えるが、どのように考えるか。

三 現行の民法第八一九条は単独親権を強制し、また、裁判実務は、親権者ではない親と子との面接交渉を十分に確保することに他の先進国に比べ消極的である。さらに、離婚前後に生じた相手方への不信感を払拭できない多くの元夫婦の間では、子と元配偶者との間の不十分な面接交渉すら妨害される事例が少なくない。

官 報 (号 外)

多くの先進国において、両親が離婚した場合、子は双方の親と関わりを続けることが健全な成長を促す上で望ましいとされており、単に監護に関する決定をするだけでなく、監護調整を行なうペアレンティング・コーディネーター(監護調整人)という職種を導入する例もあると言われる。わが国でも、離婚后の両親の紛争を抑え、子が双方の親との関わりを適切に続けるための継続的サポートの提供がますます必要となると考えるが、どのように考えるか。

四 わが国の民法では、面接交渉などの離婚後の親子の交流について明確な規定がない。こうした不備が、離婚後の元夫婦間のトラブルや、子の双方の親との適切な関わりを困難にしているとの指摘がある。この指摘を、どのように考えらるか。

五 わが国は一九九四年五月、いわゆる「国連子どもの権利条約」を批准した。同条約第九条第三項では、親の離婚後でも、子どもの権利として親とは分離されないことが明示されている。わが国は、同条約を批准したにもかかわらず、非親権者・非監護者の親と子との適切な交流がなされないケースが多々認められる。政府は条約を厳密に解釈し、日本の法制度は条約に違反していないと弁明するのではなく、子の利益をより確実に保障し、よりよい親子関係及び家族関係を築くことができるよう法制度を整備すべきと考えるが、どのように考えるか。

六 「国連子どもの権利条約」第十二条に「締約国は、自己の意見をもつ能力のある児童には、その児童に影響を与える問題のすべてに關して自己の意見を自由に表明する権利を保障しなければならない」ととされている。親の離婚問題について十五歳未満の子どもの意思や希望はほとんど無視されている日本の状況は、前記権利の条約の趣旨から逸脱していると言わざるを得ない。今後は国連子どもの権利条約に基づき、子の監護に関して子の人権尊重の立場から権利の主体であるばかりか権利行使の主体である子の意見を代理人を付けることにより聞く必要がある。代わって判断できる第三者の介入・援助も必要であると考えられるが、どのように考えるか。

七 最高裁判所のホームページに公開された司法統計によると、面接交渉・子の監護者指定・引き渡しなど子の監護をめぐる問題が乙類審判事件新受件数の三四・五パーセントを占めている。このうち、面接交渉が問題とされた案件はどのくらいあり、面接交渉を命じた事例、禁止した事例はどの程度あるかを示す司法統計はあるが、どう考えるか。

八 平成八年二月二六日に法務省法制審議会総会で決定した「民法の一部を改正する法律案要綱」では、第六の一で「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及び交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。」とされている。この改正は、元夫婦の離婚後の不毛なトラブルを防ぎ、子と双方の親との適切な関わりを継続して、子の福祉を増進する上で、緊急に実現すべきであるが、どう考えるか。

九 現在、多くの教育の現場では、非親権者の親は、親権者の同意が無ければ子の学校の記録の入手や学校行事への参加を事实上拒まれている。かかる状況は憲法二四条に保障する家族關係における個人の尊厳と両性の平等に反していると考えられるが、どう考えるか。

十 離婚後親権親による児童虐待事案で、児童相談所が虐待された子を保護した場合、現状では非親権親にはなんら情報提供もなされていない。かかる状況は憲法二四条に保障する家族関係における個人の尊厳と両性の平等に反していることはもとより、更なる児童虐待を抑止する

す司法統計はあるか、政府は承知しているか。

もし、かかる司法統計が存在しない場合、政府として今後司法統計をとる考えはあるか。

参議院議員谷岡郁子君提出民法第七六六条及び第八一九条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問に対する答弁書

平成二十年五月二十三日
参議院議長 江田 五月殿

内閣総理大臣 福田 康夫

観点からも、児童相談所は、非親権者に虐待された実子の情報を与え、非親権者も児童虐待事案に対し実親として関わるような運用をすることが子の最善の利益を守る事であると考えるが、どう考えるか。

右質問する。

十一 について
民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十九条は、父母が離婚した場合について、父母のいずれかをその子の親権者とするいわゆる単独親権制度を採用している。御指摘のような問題については、離婚後に父母の双方が子の親権者になるいわゆる共同親権制度を採用した場合であつても、例えば、離婚時における子の現実の監護者の選定や離婚後の面接交渉をめぐる父母間の争いなどが生じ得ると考えられる。した

がつて、法務省としては、御指摘のような問題は、いわゆる単独親権制度を採用することによって生じる問題であるとは必ずしも考えていない。

二について

親権者の指定については、裁判所が、子の福祉の観点から、事案に応じて適切に行っているものと承知している。

三について

父母が離婚した後の親と子との面接交渉については、民法第七百六十六条规定する子の監護に必要な事項として、裁判所が定めることができると解されており、面接交渉をめぐる争いがある場合の具体的な面接交渉の在り方については、裁判所が事案に応じて適切に定めているものと承知している。

御指摘の「継続的サポートの提供」については、我が国における必要性、実効性、実現可能性、社会的意義等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えている。

四について

三について述べたとおり、父母が離婚した後の親と子との面接交渉については、民法第七百六十六条规定する子の監護に必要な事項として、裁判所が定めることができると解されており、面接交渉をめぐる争いがある場合の具体的な面接交渉の在り方については、裁判所が事案に応じて適切に定めているものと承知している。

御指摘の「継続的サポートの提供」については、我が国における必要性、実効性、実現可能性、社会的意義等を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えている。

<p>五について</p> <p>我が国が締結している児童の権利に関する条約(平成六年条約第二号)第九条3は、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」と規定する。</p>

<p>六について</p> <p>我が国の親の離婚に関する人事訴訟、家事審判、家事調停の各手続においては、制度上、十五歳未満の子ども、意見や希望を述べることを制限されておらず、また、家庭裁判所は、個別の事案に応じて、必要と認められる場合には、子の意見を適切に考慮しているものと承知しております。</p>
--

<p>七について</p> <p>最高裁判所が公表している司法統計中、家事審判事件に関する統計には、乙類審判事件である子の監護者の指定その他の処分事件のうち、面接交渉に関する審判の申立てがあるものの件数を示す統計があるものと承知している。また、そのような事件のうち、申立てを認容したものと申立てを却下したものの件数を示す統計があるものと承知している。</p>
--

<p>八について</p> <p>法制審議会が平成八年二月に答申した「民法の一部を改正する法律案要綱」は、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及び交流、子の監護に要する費用の分担その他の監護について必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。」との提言をしている。このうち、前段で「父又は母と子との面会及び交流」を子の監護に関する事項として例示している点については、三について述べた民法の解釈を確認するものであり、また、後段については、子の監護に必要な事項を定めるに当たっての理念を確認するものであつて、いずれも、現在、実際にこのような解釈及び理念を前提にした運用がされているものと承知している。したがつて、法務省としては、御指摘の法改正については、緊急に行う必要性は乏しいものと考へている。</p>
--

<p>九について</p> <p>御指摘の「状況」については、文部科学省として把握していないため、お答えすることは困難であるが、子の学校の記録の開示や保護者等の学校行事への参加については、各教育委員会や学校が、個別・具体的な状況を踏まえつつ、御指摘の憲法第二十四条の趣旨、個人情報の取扱い、児童生徒に対する教育上の影響等を勘案しながら適切に判断されるべきものと考へる。</p>

<p>十について</p> <p>児童相談所が、親権者である親に虐待された子の情報を親権者でない親に提供すること等の不備があるとは認識していない。</p>
--

運用を行うことについては、必ずしも当該親権者でない親の支援を期待することが適当でない場合も想定されるため、各児童相談所において、個別・具体的な事例に応じて、御指摘の憲法第三十四条の趣旨、個人情報の取扱い等を勘案しながら適切に判断されるべきものと考える。

「調査捕鯨」鯨肉処理問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年五月十六日

喜納
昌吉

参議院議長 江田 五月殿

であり、国際的反響も小さくないと予想される。そこで、以下質問する。

一 鯨肉を所有し販売代行する共同船舶株式会社は、乗組員らが個人宅に配達した鯨肉を同乗組員らに公的に販売したのか、この事実関係を明らかにされたい。また、公的な販売行為が行われたのであれば、その公的販売記録と価格設定の詳細を明らかにされたい。

二 水産庁は、毎年その年に持ち帰られた鯨肉の価格を決定する六月以前にその年の鯨肉が出会いとはしないとしている。このことから、日新丸が帰港した四月十五日の時点で鯨肉が乗組員らにより個人消費されることは、乗組員らによる国有財産の横領行為と考えられる。政府の見解を明らかにされたい。

三 二で指摘した横領行為の疑いが濃い乗組員らの鯨肉処理について、乗組員らによる鯨肉の個人消費が第三者による調査を実施し、その情報を開示すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四 「調査捕鯨」は、管轄官庁である水産庁や調査主体である財團法人日本鯨類研究所、そして捕鯨船の傭船会社である共同船舶株式会社が、科

る、と発言している。この度の横領と呼ばれており、仕方がないような不正行為は、政府の主張と食い違う。政府の見解を理由と共に明らかにされたい。

五 四で指摘した横領と見なされても仕方の無いような行為は、納税者の血税を不正な方法で使いたい、国内外の信頼を裏切るものであると考える。政府の見解を理由と共に明らかにされたい。

六 この横領と見なされる行為は、乗組員らにより個人消費された鯨肉が大量であることや、長期にわたる塩蔵処理が船室内で行われていた事実、そして乗組員らによる鯨肉の個人消費が「公然の秘密」として大規模かつ長年にわたって行われていたという証言などがあり、捕鯨船の傭船会社であり、横領と見なされる行為を行つた乗組員を雇用する共同船舶株式会社の認知なしにはありえないと考えられる。これに関する政府の見解を理由と共に明らかにされたい。

七 このような不祥事と呼ぶべき問題を起こしてきた共同船舶株式会社は、国営調査の業務委託先企業として到底ふさわしくなく、政府は同社の捕鯨行為への関与を禁止すべきであると考える。政府の見解を理由と共に明らかにされたい。

参議院議員喜納昌吉君提出「調査捕鯨」鯨肉処理問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す

参議院議長 江田 五月殿 内閣総理大臣 福田 康夫

平成二十年五月二十七日

鯨類研究所への調査捕鯨に対する許可発行及び補助金交付を停止すべきだと考える。政府の見解を理由と共に明らかにされたい。

右質問する。

上横領容疑で東京地検に告発したように事は重大な事件が明るみに出た。捕鯨船の乗組員らによるこのような行為は、「公然の秘密」として大規模かつ長年にわたつて行われていたとされる。環境保護団体グリーンピースジャパンが五月十五日に業務上横領容疑で東京地検に告発したように事は重大

一 鯨肉を所有し販売代行する共同船舶株式会社は、乗組員らが個人宅に配達した鯨肉を同乗組員らに公的に販売したのか、この事実関係を明らかにされたい。また、公的な販売行為が行われたのであれば、その公的販売記録と価格設定の詳細を明らかにされたい。

二 水産庁は、毎年その年に持ち帰られた鯨肉の価格を決定する六月以前にその年の鯨肉が出会いとはしないとしている。このことから、日新丸が帰港した四月十五日の時点で鯨肉が乗組員らにより個人消費されることは、乗組員らによる国有財産の横領行為と考えられる。政府の見解を明らかにされたい。

三 「調査捕鯨」は、管轄官庁である水産庁や調査主体である財團法人日本鯨類研究所、そして捕鯨船の傭船会社である共同船舶株式会社が、科学とルールに基づいて行われているとして、その正当性を国内外に向けて主張し続けてきた。二〇〇八年一月二十三日の衆議院本会議で福田康夫内閣総理大臣も、調査捕鯨は国際捕鯨取締約に従い公海上で実施する合法的な活動であることを明確にした。政府は財團法人日本

鯨類研究所への調査捕鯨に対する許可発行及び補助金交付を停止すべきだと考える。政府の見解を理由と共に明らかにされたい。

四 「調査捕鯨」は、管轄官庁である水産庁や調査主体である財團法人日本鯨類研究所、そして捕鯨船の傭船会社である共同船舶株式会社が、科学とルールに基づいて行われているとして、その正当性を国内外に向けて主張し続けてきた。二〇〇八年一月二十三日の衆議院本会議で福田

鯨類研究所への調査捕鯨に対する許可発行及び補助金交付を停止すべきだと考える。政府の見解を理由と共に明らかにされたい。

五 「調査捕鯨」は、管轄官庁である水産庁や調査主体である財團法人日本鯨類研究所、そして捕鯨船の傭船会社である共同船舶株式会社が、科学とルールに基づいて行われているとして、その正当性を国内外に向けて主張し続けてきた。二〇〇八年一月二十三日の衆議院本会議で福田

鯨類研究所への調査捕鯨に対する許可発行及び補助金交付を停止すべきだと考える。政府の見解を理由と共に明らかにされたい。

米海兵隊施設・区域キャンプ・シュワブ等への立ち入り作業許可に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十年五月十九日

山内 徳信

参議院議長 江田 五月殿

米海兵隊施設・区域キャンプ・シュワブ等への立ち入り作業許可に関する質問主意書

現在、政府が沖縄県名護市辺野古沖に建設予定の普天間飛行場代替施設の環境影響調査が実施されている。またこれに先立ち昨年から環境現況調査も実施されてきたところであるが、沖縄防衛局は米海兵隊施設・区域であるキャンプ・シュワブ内に事務所を建て、沖縄防衛局職員が業務として日常的に出入りするのが目撃されている。同時に職員だけでなく環境調査の作業を請け負つた民間業者の出入りもあるようである。また、米側が管理するキャンプ・シュワブ訓練水域においても、同じく沖縄防衛局職員に加えて民間業者も調査を行つてゐる。

加えて、本年五月には国土交通省管轄の海上保安庁の警備用ゴムボートが同じくキャンプ・シュワブ海岸から出動していることが現地の住民により確認されている。
環境影響評価法に基づく環境調査が、日米地位協定により米側の絶対的排他的な管理下にあると解される米軍用施設・区域を自由に使うことに

よつて実施されるならば、米軍と日本政府が一体となつて事業を進めている印象は否めず、過度な米軍基地負担を背負わされている沖縄の県民感情を考慮するとき、見過ごすわけにはいかない。また事業主体でないにもかかわらず、本来海上の安

全の確保を中心的な立場から図るべき海上保安庁が米軍施設・区域から出動することは極めて理解しがたいものである。

そこで、以下質問する。

一 環境影響調査を実施するにあたり、キャンプ・シュワブ内への事務所の設置等政府が米軍施設・区域を使用するに至つた理由は何か。ま

たその場合に前記の沖縄の県民感情に配慮した上で決定したのか。

二 キャンプ・シュワブ内への事務所の設置、公務員である沖縄防衛局職員や民間業者のキャンプ・シュワブへの立ち入り、またキャンプ・

シユワブ米軍訓練水域における業務について、

政府としてはいつ、どのような機関及び手順で決定したのか。

三 海上保安庁が所有する機器・機材等のキャンプ・シュワブ内への持ち込み・保管・出動、職員の出入り、またキャンプ・シュワブ米軍訓練

水域における業務について、政府としてはい

つ、どのような機関及び手順で決定したのか。

四 前記二、三の件について米側とはいつ、どの

ような場で、どういう内容の協議または合意がなされた上で行われているのか、明らかにされたい。また合意文書の内容を明らかにされた

い。

前記業務の実施にあたり、米側からどういう内容の許可を受け行わされているのか、また許可書があればその内容について明らかにされた

い。

六 海上保安庁の米軍施設・区域の使用に関して、明らかにすべき点がある。

1 環境影響調査に関する出動の目的と根拠はなにか。

2 本来、キャンプ・シュワブ海岸ではなく、中城海上保安部から出動するべきではないのか。

3 今回キャンプ・シュワブを使用するに至つた理由は何か。

4 キャンプ・シュワブを使用する場合の業務の範囲は何か。また今までにいつ、どのような業務をしたのか、あるいはする予定があるのか。

5 業務を遂行する上で、過去に米軍施設・区域を使用したことはあるのか。

右質問する。

参議院議員山内徳信君提出米海兵隊施設・

区域キャンプ・シュワブ等への立ち入り作業許可に関する質問に対する答弁書

一及び二について

防衛省においては、一般に、建設工事等を行

うに当たつて設置する監督業務用の事務所については、業務を効率的かつ安全に行うため、作業現場に近接した場所に設置しているところで、あるが、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に沿つた調査等についても、キャンプ・シュワブ内に監督業務用の事務所を設置し、沖縄防衛局(平成十九年八月三十日以前は那覇防衛施設局。以下同じ。)の職員及び調査委託先の調査員等が当該施設・区域内に立ち入り、所要の作業を行つてゐるところである。

防衛省においては、これらの設置、立入り等については、平成八年十二月二日に日米合同委員会において承認された手続に従つて必要な程度、米側から許可を得て行つてゐるところである。

三について

沖縄防衛局が普天間飛行場代替施設建設事業に係る現況調査を平成十九年四月から実施するに当たり、海上保安庁においては、建設予定場所及びその周辺海域における安全及び治安の確保のため、器材の整備、適当な場所の確保等必要な体制を整えることとした。

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員山内徳信君提出米海兵隊施設・区域キャンプ・シュワブ等への立ち入り作業許可に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

防衛省においては、海上保安庁がこのような体制をキヤンプ・シユワブ内において整えることが、普天間飛行場代替施設建設事業の円滑な実施に資すると判断し、平成八年十二月二日に日米合同委員会において承認された手続に従つて米側から許可を得たものである。

四及び五について

一及び二について及び三についてで述べたとおり、政府としては、普天間飛行場代替施設建設事業の実施に当たり行つて立入り等については、平成八年十二月二日に日米合同委員会において承認された手続に従つて必要な都度、米側から許可を得て行つてある。米側との間で交わした文書の具体的な内容等については、両国政府の合意なしにこれを公にするところ米側との信頼関係が損なわれるおそれがあること等から答弁を差し控えたい。

海上保安庁は、海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二条第一項において規定されているとおり、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務としており、また、同法第五条各号に掲げる事務をつかさどつているところ、沖縄防衛局による普天間飛行場代替施設建設事業の実施に際しては、建設予定場所及びその周辺海域において必要があると認められる間、海上の安全及び治安を確保するための業務を行つこととしている。

六の2及び3について

海上保安庁は、海上の安全及び治安を確保するための業務を迅速かつ適切に行つたため、海上保安部署等のみならず、他に適当な場所が確保できる場合には、当該場所からも出動することとしているが、三についてで述べたとおり、防衛省において、平成八年十二月二日に日米合同委員会において承認された手続に従つて米側からキヤンプ・シユワブの使用について許可を得たことから、当該施設・区域も使用することとしたものである。

六の5について

お尋ねについては、使用したことある。

文化庁のジユゴン保護政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月十九日

山内 德信

参議院議長 江田 五月殿

文化庁のジユゴン保護政策に関する質問主意書

沖縄近海に棲むジユゴンは文化財保護法のもとで天然記念物として保護を受けている。私は、天然記念物であるジユゴンは、他のいかなる施策に

も優先して保護されるべき対象だと考える。しかし、これまでの文化庁のジユゴン保護に対する姿勢を見ると、文化財保護法に沿つた行政が積極的になされているとは思えない。

そこで、以下質問する。

一 これまで文化庁として、沖縄近海におけるジユゴンの棲息地、棲息史などの調査をしたことがあるか否か。

二 文化庁は、ジユゴンの保護のためにどのような施策が必要と考えるのか。現在、文化庁が行つてあるジユゴンの保護策の内容について具体的にお尋ねする。

三 今後も文化庁は、ジユゴン保護のための調査を行う計画はあるか。

四 前記の調査、施策の立案、遂行に際し、環境省とはどのような情報交換・意見交換をどのように場でどのように行い、それを文化庁の施策立案に反映させたのか。

一及び四について

文化庁としては、沖縄近海におけるジユゴンの生息地等について独自に詳細な調査を行つたことはないが、環境省が平成十三年度から十七年度までの間に実施した「ジユゴンと藻場の広域的調査」においては、文献調査及び聞き取り調査に協力し、同省からその結果について情報提供を受けるなど、ジユゴンの保護に関する情報交換や意見交換を適宜行つてあるところであ

と精神的にも文化的にも深いつながりのあるかけがえのない生物である。ジユゴンを傷つけることは、沖縄の精神や文化を傷つける罪深い行為であり、文化財保護法の趣旨からも断じて同様できないことと考えるが、文化庁を含むわが国政府としての見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年五月二十七日

内閣総理大臣 福田 康夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員山内徳信君提出文化庁のジユゴン保護政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

六 タ(神唄)でジユゴンへの感謝がうたわれ、人々

官 報 (号 外)

二について

文部科学省としては、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第百九条の規定により、ジユゴンを天然記念物に指定し、捕獲を始めとする現状変更等の規制の対象とし、その保護を図っているところである。

三について

文化庁としては、現在のところ、ジユゴンに関する調査の実施は予定していない。

五について

防衛省では、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に沿った調査を実施しているところであり、現時点では、普天間飛行場代替施設の建設について、文化財保護法第百六十八条第二項の規定による文化庁長官の同意を求める手続を行っていない。

六について

ジユゴンについては、文化財保護法その他の法令に基づいた適切な保護が図られるべきものと考えている。

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三十一日可

平成二十年五月二十八日 参議院会議録第二十二号

発行所
二東京二〇五 独番四都港五 行政法人國立印刷局
二八八四四五 虎ノ門二五丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 二二二〇円)